



目次

1 .	. 鶴岡市の概要と景観計画について	1
	(1) はじめに	1
	(2)鶴岡市の概要	1
	①市の成り立ちと市域	1
	②気候	2
	③地形	2
	④土地利用	2
	⑤歴史文化	3
	(3) 計画策定の目的	4
	(4) これまでの実績と評価	4
	①景観計画(当初計画)策定前	4
	②景観計画(当初計画)策定後	5
	(5)景観まちづくりの課題、景観計画改定の必要性	6
	①景観まちづくりの課題	6
	②景観計画改定の必要性	6
	(6)計画の位置付け	7
2 .	. 景観計画の区域	8
3 .	. 良好な景観の形成に関する方針	9
	(1)基本方針	11
	(2) 類型別、景観要素別の方針	12
	(3)大規模再生可能エネルギー発電施設への方針	17

(4	4) 地域別の方針	18
(1	①鶴岡地域	18
(2	②藤島地域	22
3	③羽黒地域	25
(2	④櫛引地域	28
E	5朝日地域	31
(6	6 温海地域	33
地垣	或別の景観上の配慮を要する視対象の例	36
4. f	「 う為の制限に関する事項	37
(1	1)全域における制限	37
(1	①大規模建築物等の景観に関する制限	37
(2	2)地区における制限	39
(1	①羽黒地域大鳥居周辺地区	39
2	②羽黒地域手向地区	42
3	③羽黒地域松ヶ岡地区	45
(4	4)美咲町シンボルロード地区	48
5. 景	景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針	53
(1	1)景観重要建造物の指定の方針	53
(2	2)景観重要樹木の指定の方針	53
6. 景	景観重要公共施設の整備に関する事項	54
(1	1)景観重要公共施設の指定の方針	54
(2	2)景観重要公共施設の整備に関する方針	55

7. 景観まちづくりの推進方策	56
(1)市民、事業者、行政の対話による景観まちづくり	56
(2)景観まちづくりの取組例	56
①手向地区まちづくり協定・まちなみ景観形成事業	56
②あつみ温泉の人中心のみちづくり・まちづくり	57
③ビューポイントの紹介	57
④都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度 (デザインレビュー)	58
(3) 景観計画に関する手続	59
①行為の制限に関する届出の流れ	59
②都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度の流れ	60
[資料編]	
(1)景観計画改定の経過	1
(2)景観計画改定の体制	2
(3)景観シミュレーション	3
①山当て	3
②再生可能エネルギー発電施設	8
(4)景観まちづくり市民フォーラム1	1
(5) その他 3	3
①マンセル表色系 3	3 3

1. 鶴岡市の概要と景観計画について

(1) はじめに

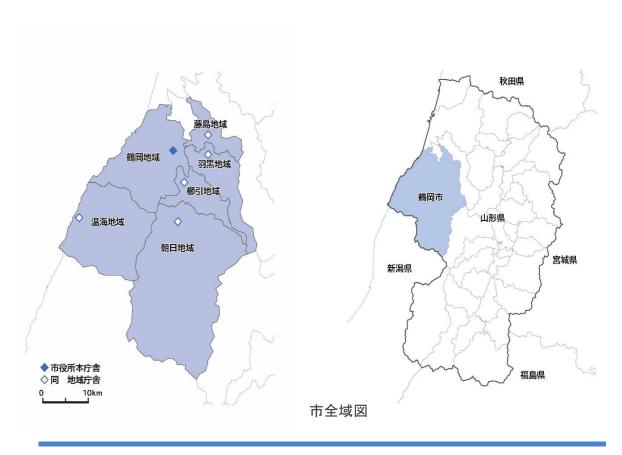
本市の豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を後世に引き継ぐ景観の形成と、地域の活性化を図るため、本計画の内容を市民、事業者、行政が共有し、協力し合う、対話型の景観まちづくりを推進します。

本計画を指針とし、良好な景観の形成に関する個別事例を積み重ねていくことで、本計画の内容の理解促進を図ります。

(2) 鶴岡市の概要

①市の成り立ちと市域

鶴岡市は山形県の庄内地方南部に位置し、平成17年10月に、1市4町1村が合併して誕生した市です。市域は東西約43km、南北約56kmにわたり、総面積1,311.51kmと東北一広い面積を有する自治体です。



本市中心部には、明治9年までは鶴ヶ岡城が築かれており、鶴ヶ岡城破却後は、市民の憩いの場として親しまれている鶴岡公園が整備されています。元和8年(1622年)に当地に酒井忠勝が入部して以降の三代約50年の間に、鶴ヶ岡城の拡張とともに整備された城下町の町割が、今もなお本市中心市街地の骨格となっています。

2 気候

夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇 天や降雪、積雪が多いという特徴を示す日本海側気候区に属します。

③地形

本市北部には、庄内平野が広がり、平野を取り囲むように主要な山々が連なり、平野や中山間地に市街地や昔からの集落が点在しています。また、赤川水系、最上川水系の河川が貫流しています。

本市東南部は、磐梯朝日国立公園に指定されている羽黒山、月山、湯殿山からなる出羽三山及び朝日連峰、そして、金峯山、母狩山から連なる摩耶山系の山岳丘陵地帯となっています。

本市西部は日本海に面し砂丘海岸と起伏に富んだ磯海岸が形成され、庄内海浜県立自然公園に指定されています。

4 土地利用

本市は、森林が73.1%と市域の大部分を占め、次いで農用地13.8%、宅地2.6%となっています。

旧鶴岡市では、平成13年に将来イメージを「人口規模に応じたコンパクトな市街地形成」として線引き導入を位置付けた都市計画マスタープランを策定しており、平成16年に山形県都市計画によって区域区分を決定し、2,003haの市街化区域と、10,511haの市街化調整区域を設定しました。

平成17年の市町村合併に伴い、平成25年に都市計画区域の見直しを行って おり、市街化区域は2,327ha、市街化調整区域は22,954haに拡大しました。 本市では「多極ネットワーク型まちづくり」を掲げ、優良農地を保全し、コンパクトに形成された中心市街地と地域拠点をネットワークで結ぶ持続可能な土地利用を目指しています。

⑤歴史文化

本市では豊かな自然環境のなかで、様々な文化・産業が育まれてきました。 本市東南部には、古くから山岳修験の山として知られている出羽三山が悠然と 広がるほか、本市内には天神祭や黒川能などの祭祀・風習・伝統芸能や、養 蚕・絹織物産業などの伝統産業も連綿と受け継がれています。平成25年11月 には鶴岡市歴史的風致維持向上計画を策定し、鶴岡固有の歴史的風致を守り有 効に活用していくことで、良好な市街地環境の形成を推進しています。

また、平成26年12月には、豊かな風土が育んできた四季折々の海の幸、山の幸を背景に、ユネスコ食文化創造都市に日本で初めて認定されました。さらに、「出羽三山」、「サムライゆかりのシルク」、「北前船寄港地船主集落」と、全国最多3つの日本遺産を有しており、それぞれの固有の奥深い文化や歴史が評価されています。



大寶館



旧致道館(国指定史跡)と 荘銀タクト鶴岡

(3)計画策定の目的

本市は景観法第7条第1項に規定する景観行政団体です。この景観計画は、 良好な景観の形成に関する計画として、同法第8条第1項に基づき定めるもの です。

景観まちづくりは地域の豊かな個性を守り、魅力を育むうえで重要な取組みです。本計画は、良好な景観の形成に関する方針や具体的な制限事項等を示し、市民、事業者及び行政がそれらを共有して対話型の景観まちづくりを推進するため、策定するものです。

(4) これまでの実績と評価

①景観計画(当初計画)策定前

旧鶴岡市では、古き良き町の雰囲気を残しつつ新しい時代に対応していくための長期的かつ総合的な都市空間形成の指針として、平成2年3月に「鶴岡市都市景観形成ガイドプラン」を策定しました。鶴岡の特徴的な景観の整理、その個性伸長のための具体的なアクションプランなどを明記し、長らく本市での景観行政上の指針となってきました。

また、鶴岡市都市景観形成推進委員会を前身とし、平成17年1月に鶴岡市 景観審議会を設置しました。これまで、ふるさと景観資源登録制度、鶴岡都市 計画高度地区等について審議を行い、良好な景観形成を図ってきました。

②景観計画(当初計画)策定後

平成20年5月に鶴岡市景観計画を策定し、4つの基本目標に対応する活動を 進め、鶴岡市歴史的風致維持向上計画の策定等、良好な景観形成に努めてきま した。

基本目標	施策・実績		
自然環境の保全・育成に努め、自	「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係		
然環境と調和した景観形成	るガイドライン」の改正などを通じて、自然		
	景観保護の重要性に対する市民の共通理解が		
	一定程度図られました。		
地域の個性を生かし、市民の誇り	市が募集した「ふるさと景観資源」や「都市		
となる景観形成	景観賞」に多くの応募があり、市民の意識醸		
	成が図られました。		
貴重な歴史的・文化的資源を保	鶴岡市歴史的風致維持向上計画の策定などに		
全・活用した景観形成	つながりました。		
緑を増やし生活と環境にうるおい	地区計画における緑化規定、緑の基本計画策		
をもたらす景観形成	定などにつながりました。地区計画区域にお		
	いては、地価の維持・上昇が図られました。		

これらに加えて、平成 26 年度には「鶴岡市シビックコア周辺地区」が都市 景観大賞(国土交通大臣賞)を受賞するなど、外部からの評価もいただいてい ます。

(5) 景観まちづくりの課題、景観計画改定の必要性

①景観まちづくりの課題

平成20年に景観計画を策定してから、景観まちづくりを取り巻く状況が変化してきており、様々な課題が生じてきていますが、特に以下の3点を喫緊の課題として捉えています。

(ア) 大規模再生可能エネルギー発電施設と景観との調和

大規模再生可能エネルギー発電施設(太陽光発電施設、風力発電施設 等)は、景観に与えるインパクトが大きいことから、景観保護との兼合 いをあらかじめ考えておくことが重要であること。

(イ)羽黒地域の手向地区と松ヶ岡地区における歴史的・文化的景観の 保全

歴史的風致維持向上計画の重点区域と日本遺産関連区域が重複する手向地区と松ヶ岡地区については、観光活性化等に寄与する歴史的・文化的景観の保全が重要であること。

(ウ) 鶴岡らしさを表す、通りや内川の眺めの継承

城下町の町割で整備された通りや内川から周辺の山々を望む眺め(山 当て景観)は、昔から市民に親しまれているが、大切に守り、引き継い でいかないと失われてしまうおそれがあること。

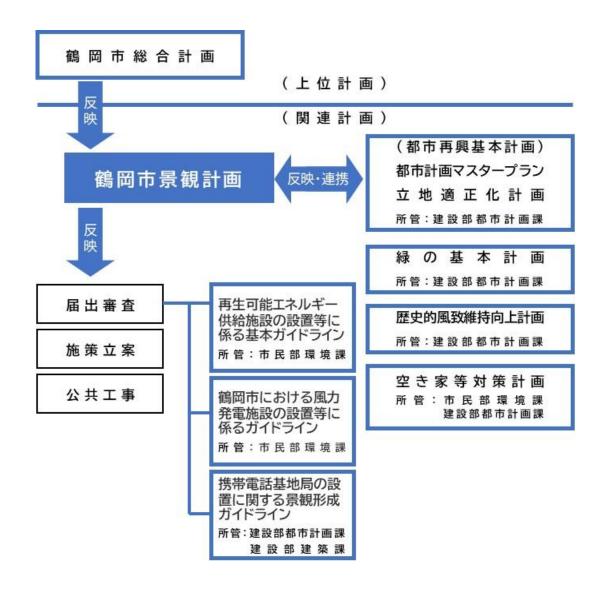
②景観計画改定の必要性

今般、SDGs においても世界共通での達成目標となっている再生可能エネルギーへのパラダイムシフトと本市固有の文化やこれまで営まれてきた市民生活の背景としての景観の保全との調和を図り、郷土の歴史的・文化的資源としての景観を将来にわたり継承していくため、景観計画の改定が必要です。

(6)計画の位置付け

景観計画は、鶴岡市総合計画を上位計画とし、都市計画マスタープラン、立 地適正化計画、緑の基本計画、歴史的風致維持向上計画、空き家等対策計画を 関連計画として反映・連携を図ります。

また、本市の景観形成は先人たちが連綿と受け継いできた取組みや生業の積み重ねの歴史そのものであり、それを現在の私たちがしっかりと受け止め、次世代に残していく責務があります。鶴岡市景観計画は計画期間を定めないこととしますが、社会情勢の変化や技術革新により計画見直しの必要性が生じた場合には、都度、見直しを行うものとします。



2. 景観計画の区域

景観計画区域は、鶴岡市全域とします。



3. 良好な景観の形成に関する方針

本市は、豊かな自然環境に恵まれ、城下町を都市基盤として地域固有の伝統や生活の文化を築いてきました。

鶴岡市街地の中心部は、庄内藩 14 万石の城下町として、今もなお、鶴ヶ岡城址の鶴岡公園や町割、河川や水路、周辺には藩校致道館をはじめとする数多くの歴史的建造物などに城下町の風情や名残りが色濃く残されています。

また、古くから山岳修験の山として知られる出羽三山、松ヶ岡開墾場の蚕室 群を中心とする絹産業の歴史と文化、北前船寄港地であった加茂港の3つが日 本遺産に認定され、黒川能や山戸能、酒造や絹産業など、伝統文化や伝統産業 が今も連綿と受け継がれています。

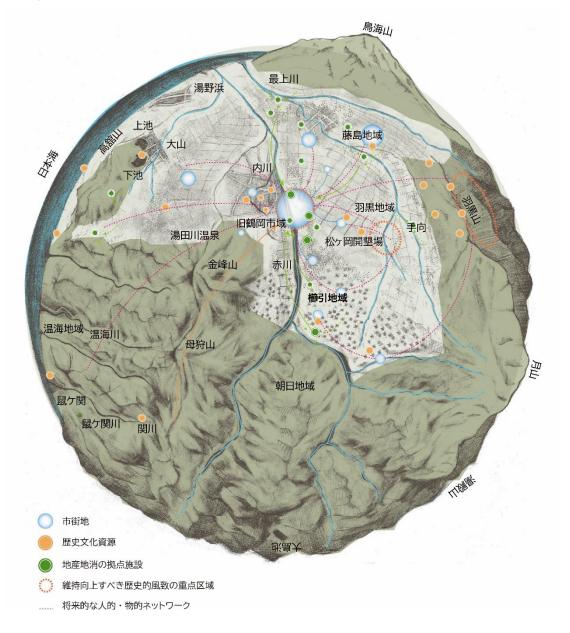
さらに、多くの温泉地があるほか海の幸、山の幸、庄内米などの里の幸に四季折々恵まれる農山漁村も点在し、花の開花や水田の風景の移り変わり、雪景色など季節ごとの特徴的な景観、夕日や夜景など時間ごとの豊かな景観の変化にも恵まれています。

本市では、これらの豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を後世に引き継ぐ 景観の形成と、地域の活性化を図るため、「良好な景観の形成に関する方針」 を次のとおり定めます。

- (1) 基本方針
- (2)類型別、景観要素別の方針
- (3) 大規模再生可能エネルギー発電施設への方針
- (4) 地域別の方針

なお、本市の景観形成において、体系的な整理と目指すべき方向性を初めて示したのは、旧鶴岡市において平成2年3月に策定した「鶴岡市都市景観形成ガイドプラン」です。当時から本市の景観の特徴を「美しい田園風景や山々、海岸といった自然景観を周囲に抱いた、重層的な歴史性を持つ都市景観」と捉えています。

その構成要素をさらに紐解けば、自然景観としては、「防風林を持つ農村集落が散村状に展開する景観」、「ほぼ自然のままの地形が残されている庄内海岸の景観」など多岐にわたり、市街地との境界が比較的はっきりとした郊外での景観を整理しています。一方、都市景観としては、「鶴岡公園を中心とした歴史を感じる景観」、「遠くに鳥海山、月山、近くに金峯山、高館山等、山を背景とする景観」などとそれぞれ捉えています。こうした旧鶴岡市における景観の分析・整理は、策定から30年余りが経過した市町村合併後の現在の鶴岡地域にそのまま当てはまるだけでなく、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海の各地域においても、共通する要素があることから、それらも踏まえた方針としています。



鶴岡庄内地方の広域連携 (作成:早稲田大学佐藤滋研究室)

(1)基本方針

美しく豊かな自然環境や歴史が積み重なり今を彩る本市固有の価値ある景観を保全・継承し、魅力的な景観まちづくりを行うため、3つの基本方針を定めます。

- ①自然環境の保全と緑の創出、人々の暮らしと調和した景観形成
- ②地域の特性を活かした市民の誇りとなる景観形成
- ③貴重な歴史的・文化的資源を保全・活用した景観形成

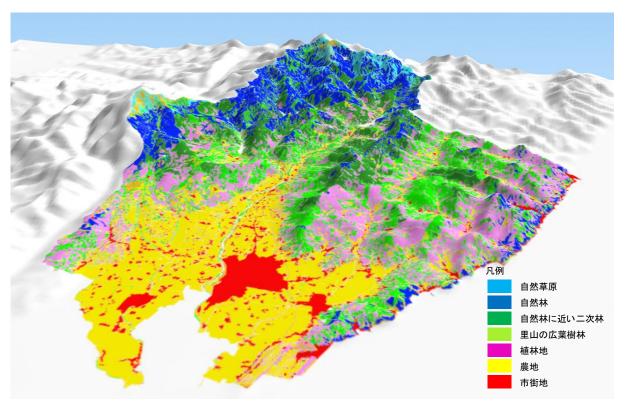
(2)類型別、景観要素別の方針

本市の景観を構成している主な項目について、本市における類型別、景観要素別の方針を下記のとおり定めます。

項目			構成要素
A 類型別	❶自然景観	森林地域	山林、清流、集落
		海岸地域	海、漁港・漁村、温泉地
		農業地域	田畑園地、集落、河川
	❷都市景観	商業・工業、住宅地域	商店街、工業団地、住宅地、街
			並み、緑地
B 景観要素別	❸拠点景観	公共施設周辺	官公庁、関連施設とその周辺
		史跡等歴史的•	文化財、歴史的建造物とその周
		文化的資源周辺	辺
	4軸景観	街路周辺	街路とその周辺
		幹線道路周辺	幹線道路とその周辺
		河川及び水辺周辺	河川、水辺とその周辺

※拠点景観…多くの市民が集う場や活動の中心となる施設及びその周辺の景観

※軸景観…河川沿いの空間や、街路・幹線道路沿いなど軸上に連続した景観



鶴岡市地勢図 (作成:野堀嘉裕 山形大学名誉教授)

A 類型別の方針

自然景観及び都市景観は、人々の暮らしと密接に結びついた本市固有の重要 な景観資源として、資源の保全とより一層の魅力的な景観形成に努めます。

1 自然景観

森林地域

水源涵養や国土保全、林業、自然学 習や癒しの空間などの多様な森の資源 を保全し、水と緑、自然と暮らしが調 和した森林文化都市にふさわしい良好 な森林景観の保全と形成に努めます。



松平山

海岸地域

水産業、交流や観光・学習の場など の多様な海の資源を保全し、夕日や海 岸線、山との眺望など恵まれた景観の 保全と形成に努めます。



農業地域

水源涵養や環境保全、産業基盤とし ての農業や学習の場などの多様な里の 資源を保全し、田園周辺に点在する集 落とその屋敷林、遠望される山々など と調和した農村景観の保全と形成に努 めます。



羽黒地域の果樹畑から山々を望む

2 都市景観

商業・工業、住宅地域

各時代の建造物などが積み重なり形成されてきた都市構造や古くからの歴史的な街並みなど、多様な地域固有の都市景観を保全し、自然景観とも調和した景観形成に努めます。



旧小池薬局恵比寿屋本店

商・工業や住宅団地が広がる中心市街地では、良好な住環境の整備と 利便性の向上、賑わいづくりに貢献する景観形成に努めます。

B 景観要素別の方針

拠点景観及び軸景観は、本市固有のまちの個性であり、後世へ引き継ぐ価値 ある景観資源として、資源の保全とより一層の魅力的な景観形成に努めます。

3 拠点景観

公共施設周辺

地域固有の歴史・文化、雰囲気、特性を背景とする公共施設とその周辺環境を適正に保全し、自然環境や歴史と調和した社会基盤の整備、歩行者空間を確保した賑わいと魅力あるまちづくりに資する景観形成に努めます。



荘銀タクト鶴岡から旧致道館(国指定史跡) を望む

史跡等歴史的·文化的資源周辺

地域固有の歴史・文化、風土に根 ざし、古くから受け継がれてきた史 跡等数多くの歴史的・文化的資源と その周辺環境を適正に保全し、歴史 的・文化的資源とそれらを取り巻く 景観や人々の活動の後世への継承と 活用に向けた景観形成に努めます。



松ヶ岡開墾場(国指定史跡)4番蚕室「シルク ミライ館」

4 軸景観

街路(通りや小路)周辺

城下町の町割りで整備された通りや 小路沿いとその周辺環境を適正に保全 し、通りや小路から望む周辺の山々の 眺め(山当て景観※など)、空や山な どの豊かな自然環境と調和した田園都 市にふさわしい、鶴岡らしさが感じら れる良好な景観形成に努めます。



金峯山への山当て景観

幹線道路周辺

日常生活に欠かせない幹線道路とその周辺環境を適正に保全し、そこから望む周辺の山々の眺めなどの豊かな自然環境と調和した田園都市にふさわしい、ふるさとらしさが感じられる良好な景観形成に努めます。



国道 112 号と月山

河川及び水辺周辺

本市を流れる河川や水辺とその周辺環境を適正に保全し、河川や水辺からの山々などの自然環境や街並みなどの眺望(山当て景観※など)、親水や憩い、安らぎなどのふるさとらしさが感じられる良好な景観形成に努めます。



内川の水辺空間と鳥海山への山当て景観

※山当て景観…山当てとは、街路や水路を周辺の山々に向けて配置する設計技法であり、本市でも鳥海山、母狩山、金峯山、荒倉山などに向けた山当て景観が見られます。

(3) 大規模再生可能エネルギー発電施設への方針

本市における太陽光発電施設や風力発電施設などの大規模再生可能エネルギー発電施設については、二酸化炭素排出量削減のため事業者と市民の相互理解のもとでの導入・利用の推進を基本としながら、本市が有する豊かな自然環境や地域固有の貴重な歴史的・文化的資源など、価値ある景観資源の保全と調和に努めます。

大規模再生可能エネルギー発電施設と景観保護との兼合いは、施設の高さや面積といった規模が大きく影響することから、事業化の動きを初期段階で把握して景観との調和に関する議論の時間を十分に確保するため、新たに「4. 行為の制限に関する事項」の届出対象行為に太陽光発電施設のパネル面積の要件を設けます。なお、風力発電施設は、届出対象行為の工作物の高さの要件により把握が可能となっています。

市では、大規模再生可能エネルギー発電施設の事業化の動きがあった際には、「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」等に基づき、本計画との適合について個別に確認することとします。

(4)地域別の方針

1離岡地域

鶴岡地域は、古くから庄内地方の政治、経済、文化の中心として発展した都市であり、その土地利用は、宅地その他が約3割、農用地が約3割、森林が約4割であり、地域全体の約6割が平野となっています。

中心市街地は城下町として現在の都市の骨格・基礎が築かれ、鶴ヶ岡城址である鶴岡公園周辺には、国指定史跡である旧致道館をはじめとする歴史的建造物が集中し、城下町としての面影が色濃く残っています。

平成19年に策定した「三の丸地区の 景観ガイドライン」においても、近世 城下町ならではの歴史的骨格、文化的建 築が今も豊富に伝承されていること、ま た、中心市街地の移動景観では四方の山 容が見え隠れし、「山に囲まれた庭園」 とも言うべき景観特性があることを、 「鶴岡らしさ」の一つとして定義してい ます。

このように、平野部から中山間部、海 岸部にわたり、多様で豊かな自然環境の もと、城下町の歴史を背景とする固有の 気風、数多くの歴史的建造物、多彩で貴 重な伝統文化などが鶴岡地域固有の特性 として古くから受け継がれており、これ らを後世へ継承し、良好な住環境と景観 形成を図ります。





ガイドライン表紙

[類型別/自然景観/森林地域]

林業振興と里山や周辺集落の維持、 自然学習の場としての活用を図り、市 街地等から望む山々の景観保全に努め ます。



金峯山

[類型別/自然景観/海岸地域]

海岸施設の維持管理や海岸美化の市 民との協働、漁港や水族館、温泉地な ど多様な資源を活用した観光振興や地 域活性化を図り、海岸と山なみ、まち が構成する景観保全に努めます。



由良地区の漁港、集落と日本海

[類型別/自然景観/農業地域]

水稲や地域固有の在来作物などが広 がる農用地を保全し、田園とその周辺 に点在する田園集落などの景観保全に 努めます。



田川地区の田園と山々

[類型別/都市景観/商業・工業、住宅 地域]

中心市街地を成す住宅地や商店街の 住環境の整備、北部サイエンスパーク や工業団地などの集積を図り、歴史的 な建造物と近現代建築物が融合した、 緑豊かな市街地の景観形成に努めま す。



市中心部の緑と市街地

[景観要素別/拠点景観/公共施設周辺]

官公庁など公共施設・都市機能の集 約化、土地の有効利用や市民の利便性 向上を図り、まちのシンボルとして、 ゆとりある良好な住環境の整備と自然 環境と調和した景観形成に努めます。



鶴岡タウンキャンパス

[景観要素別/拠点景観/史跡等歴史 的·文化的資源周辺]

国指定史跡旧致道館をはじめとする 数多くの歴史的・文化的資源の保全と 活用を図り、固有の風情や伝統文化を 背景とする歴史的な建造物と城下町の 街並みの後世への継承に寄与する景観 形成に努めます。



旧西田川郡役所 (重要文化財)

[景観要素別/軸景観/幹線道路周辺]

国・県・市道等の主要な幹線道路から望む田園や山なみ、海岸線などが織り成す豊かな自然景観の保全に努めます。



国道 112 号と山々

[景観要素別/軸景観/街路周辺]

城下町としての骨格や小路などが残る都市構造を生かした山々を望む景観保全に努めます。



母狩山への山当て景観

[景観要素別/軸景観/河川及び水辺周辺]

内川や鶴岡公園内堀、赤川などの水辺 空間の形成と親水性の向上を図り、河川 や水辺からの眺望などの景観保全に努め ます。



城下町の風情を感じる鶴岡公園の内堀

②藤島地域

藤島地域は水田面積が7割以上を 占める稲作農業地域です。「人と環境にやさしいまち」を宣言し、地域を をエコタウンと位置づけて農業をを とした資源循環型のまちづくりを進めています。地域名の「ふじ」を ーワードにした取組みを行って活りを ほか、歴史的・文化的資源を活用した文化活動や稲作農業文化の息づくりを を進めています。東田川閣整 でいます。 横や藤棚の整備を進めるなど、景観 に配慮した街並みの形成に取り組んでいます。

平野部の、のどかな田園風景が広がる自然環境のもと、東田川郡の中心部であった歴史を背景とする固有の気風、多くの歴史的建造物、貴重な伝統文化などが藤島地域固有の特性として古くから受け継がれており、これらを後世へ継承し、良好な住環境と景観形成を図ります。





藤島歴史公園脇の藤棚

[類型別/自然景観/農業地域]

水稲が広がる農用地を保全し、田園 とその周辺に点在する田園集落などの 景観保全に努めます。



田園と鳥海山

[類型別/都市景観/商業・工業、住宅 地域]

市街地を成す住宅地や商店街の住環境を整備し、歴史的な建造物と近現代建築物が融合した、緑豊かな市街地の景観形成に努めます。



藤島歴史公園のイルミネーション

[景観要素別/拠点景観/公共施設周 辺]

公共施設・都市機能の集約化、土地の有効利用や市民の利便性向上を図り、まちのシンボルとして、ゆとりある良好な住環境の整備と自然環境と調和した景観形成に努めます。



市藤島庁舎

[景観要素別/拠点景観/史跡等歴史 的·文化的資源周辺]

県指定有形文化財東田川文化記念館をはじめとする歴史的・文化的資源の保全と活用を図り、固有の風情や伝統文化を背景とする歴史的な建造物と城下町の街並みの後世への継承に寄与する景観形成に努めます。



旧東田川郡会議事堂

[景観要素別/軸景観/幹線道路周辺]

幹線道路である国道 345 号から山々 と一面の田園を望む景観保全に努めま す。



国道 345 号から鳥海山を望む

[景観要素別/軸景観/河川及び水辺周辺]

藤島川や京田川などの水辺空間の形成と親水性の向上を図り、河川や水辺からの眺望などの景観保全に努めます。



藤島川

③羽黒地域

羽黒地域は、山岳修験の霊場として 信仰を集める出羽三山の山麓に位置 し、耕地と林野がバランス良く配置さ れた四季の移ろいが鮮明に感じられ る農村地域です。

また、本市にある3つの日本遺産のうち2つを保有し、手向地区では出羽三山信仰に関わる固有の文化や生活様式が今も地域の人々の手により大切に継承され、古来からの宿坊街の街並みには当時の面影が色濃く残されています。松ヶ岡地区は、明治維新後、旧庄内藩士が刀を鍬に持ち替え開墾した地区で、松ヶ岡開墾場を中心に、果樹畑や田園の丘陵地が広がり、良好な景観が形成されています。

このように、これまで人々の手によって受け継がれてきた歴史的・文化的 資源や良好な景観を後世に継承してい くことが重要であり、これらの資産の 保全継承に努めます。





大鳥居と月山



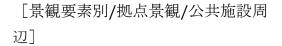
桜と月山

[類型別/自然景観/森林地域]

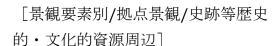
出羽三山地域の壮大な自然が織り 成す自然景観と周辺集落等から望む 山々の景観保全に努めます。

[類型別/自然景観/農業地域]

水稲や地域固有の在来作物などが 広がる農用地を保全し、田園とその 周辺に点在する田園集落などの景観 保全に努めます。



公共施設・都市機能の集約化、土地の有効利用や市民の利便性向上を図り、まちのシンボルとして、ゆとりある良好な住環境の整備と自然環境と調和した景観形成に努めます。



国指定史跡松ヶ岡開墾場をはじめ とする数多くの歴史的・文化的資源 の保全と活用を図り、固有の風情や 伝統文化を背景とする歴史的な建造 物の後世への継承に寄与する景観形 成に努めます。



月山高原牧場



玉川地区の田園



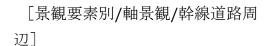
上空から見た蝦夷館公園



松ヶ岡開墾場(国指定史跡)4番蚕室「シルク ミライ館」

[景観要素別/拠点景観/史跡等歴史 的·文化的資源周辺]

出羽三山の門前町である手向地区の 歴史や文化、歴史的価値の高い建築物 の次世代への継承と宿坊街としての趣 のある街並みの保全に努めます。



大鳥居から望む、月山や鳥海山等、 羽黒山までの参道となる幹線道路沿い の景観保全に努めます。



手向地区の街並み



大鳥居と月山

4 櫛引地域

櫛引地域は、内陸と庄内を結ぶ国道 112 号に沿い、地域の中央部を赤川が 南北に貫流し、東部は月山山麓の丘陵 地帯、西部は比較的平坦な田園地帯と なっています。黒川地区では国指定重 要無形民俗文化財の黒川能が継承さ れ、丸岡地区には県指定史跡の丸岡城 跡及び加藤清正墓碑があります。基幹 産業は農業であり稲作を中心としなが らも、県内随一の多品種にわたる果樹 栽培が行われています。

田園と果樹園が豊かに広がる空間や 赤川の水辺空間を大切にし、そこから の山々の眺望景観の保全や歴史的資源 に配慮した景観まちづくりに努めます。



[類型別/自然景観/森林地域]

林業振興と里山や周辺集落の維持、 自然学習の場としての活用を図り、周 辺集落等から望む山々の景観保全に努 めます。

[類型別/自然景観/農業地域]

水稲や地域固有の在来作物などが広がる農用地を保全し、田園とその周辺に点在する田園集落などの景観保全に努めます。



くしびき温泉ゆ〜Town の温泉公園から月山 を望む



たらのき代の棚田と庄内平野

[類型別/都市景観/商業・工業、住宅 地域]

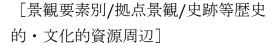
公共公益施設や商業施設の集積する 地区や、比較的新しい住宅地では、周 辺の自然環境に配慮した良好な景観の 創出に努めます。



整備された住宅地と公園

[景観要素別/拠点景観/公共施設周辺]

公共施設・都市機能の集約化、土地の有効利用や市民の利便性向上を図り、まちのシンボルとして、ゆとりある良好な住環境の整備と自然環境と調和した景観形成に努めます。



黒川能などの継承されてきた伝統文化や丸岡城跡などの歴史的資源に配慮した景観づくりに努めます。

「景観要素別/軸景観/幹線道路周辺]

内陸と庄内を結ぶ山形自動車道や国 道112号周辺から望む田園や果樹 園、山並みなど自然豊かな景観の保全 に努めます。

[景観要素別/軸景観/河川及び水辺周辺]

赤川などの水辺空間の形成と親水性の向上を図り、河川や水辺からの眺望などの景観保全に努めます。



公共施設が集まる櫛引地域中心部



丸岡城跡史跡公園



櫛引 PA 地域拠点施設の東屋から見える 鳥海山と田園



櫛引赤川河川緑地せせらぎ水路から鳥海山を 望む

5朝日地域

朝日地域は鶴岡市の南部に位置し、市 域全体の4割強を占めています。その大 部分は山岳地帯であり、その6割が磐梯 朝日国立公園に指定されています。庄内 と内陸を結んだ六十里越街道が現在国道 112 号に発展しましたが、往時は湯殿宿 場として栄えた地域であり、歴史を後世 に継承していく景観保全に努めます。

東の湯殿山から発する梵字川と、南の 朝日連峰以東岳山麓大鳥池から流れる赤 川が、落合で合流し南庄内を潤す赤川と なっています。大鳥地区から大泉地区、 本郷地区に至る赤川沿いでは、山間に細 長く小さな水田と小さな集落が点在して います。山の恵みとともにあるこの地域 の暮らしを守ることで、水源地域の景観 を保全します。

[類型別/自然景観/森林地域]

山岳地の恵みを得て、生活してき た文化があり、林産物生産、水源涵 養、電源立地、観光・休養機能の向 上に取り組みながら、景観保全に取 り組みます。

[類型別/自然景観/農業地域]

山間部を流れる河川沿いに農地と ともに集落が点在し、農業地域を構 成しています。集落の基盤である農 地の維持に努めることで、景観保全 に取り組みます。







山あいの田園と集落

[景観要素別/拠点景観/公共施設周辺]

道の駅月山は、梵字川渓谷と亀の滝を 資源に来訪者を招き、変化に富んだ自然 景観となっています。また、月山ダムの 高さ120mの威容と、高架高速道路など のダイナミックな景観の保全に努めま す。



国道 112 号から見た月山ダムの桜

[景観要素別/拠点景観/史跡等歴史的· 文化的資源周辺]

湯殿山、月山、多層民家、注連寺、大日坊、湯殿山神社等は出羽三山参拝が江戸時代に「生まれかわりの旅」として隆盛した歴史を物語り、これらの後世への継承に寄与する景観保全に努めます。



湯殿山神社

[景観要素別/軸景観/幹線道路周辺]

庄内と内陸を結ぶ六十里越街道が時代を超え国道 112 号へ変遷してきました。かつて 湯殿山詣でに多くの人が往来したといわれており、六十里越街道事業を通じて地域づくりに取り組み、歴史を後世に継承していく景観保全に努めます。



六十里越街道

[景観要素別/軸景観/河川及び水辺周辺]

梵字川や赤川、月山ダムや砂防堰堤などがもたらす穏やかな水辺空間を、見る人に安らぎを与える地域固有の自然景観として保全に努めます。



東大鳥川

6温海地域

温海地域は、急峻な山岳が多く、総面積の9割近くが森林となっており、市街地は、日本海に沿って走る国道7号に面する鼠ヶ関地区と、温海川を中心に温泉旅館が点在する湯温海地区の2つの地区があります。

山間部には、国の天然記念物となっている玉杉を有する山戸地区と、「山形百名山」に数えられている摩耶山を有する福栄地区、日本国を有する小名部地区の3つの地区があります。

また、風光明媚な海岸線や東北屈指の名湯であるあつみ温泉等、歴史に培われた良好な自然が残されており、そのような環境の中で、農林水産業を基幹産業としながら、弁天島や立岩等の景勝地、あつみ温泉等自然資源を生かした観光産業が発展しています。

海岸、森林、温泉といった豊かな観光 資源の活用を図るとともに、新たな施設 整備に際しても景観に配慮しながら、良 好な景観形成に努めます。

[類型別/自然景観/森林地域]

豊かな自然を保全し、自然との共生を基本に景観の保全を図ります。また、地域内から日本海に注ぐ河川とその周辺景観を保全します。





山五十川の玉スギ(国指定天然記念物)

[類型別/自然景観/農業地域]

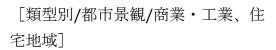
自然環境及び景観保全の観点から、地域の個性を創造する農村風景を守ります。



越沢の棚田

[類型別/自然景観/海岸地域]

沿岸域を利用したレクリエーションが楽しめる場として、良好な景観 形成に努めます。



温泉街を中心とした歴史と風情ある地域内外の人々が交流する個性的な景観形成に努めます。



温泉街を流れる温海川と桜

[景観要素別/拠点景観/公共施設周辺]

日本海沿岸東北自動車道の鼠ヶ関 ICの建設と道の駅あつみの移転が計画されている鼠ヶ関地区では、建設予定地の側を流れる「鼠ヶ関川」の景観を生かしながら「道の駅あつみ」の移転整備を進め、観光資源として活用し、良好な景観形成に努めます。



日本海にそそぐ鼠ヶ関川

また、自然の豊かさと都市景観が融合したうるおいのある「美しいまち」づくりを目指します。

「景観要素別/軸景観/幹線道路周辺〕

国道7号の鶴岡市五十川~鼠ヶ関間は、海岸線に沿って国道が整備されており、日本海に沈む夕日を楽しめる絶好のビュースポットとして景観保全に努めます。



日本海に沈む夕日

[景観要素別/軸景観/街路周辺]

あつみ温泉かじか通りは、隣を流れる清流・温海川を眺め、そぞろ歩きが楽しめる、ひと中心の街路となっており、歩いて楽しいまちづくりと良好な景観保全・整備に努めます。



あつみ温泉かじか通り

地域別の景観上の配慮を要する視対象の例

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海
森林地域	・里山集落		・月山高原牧 場	たらのき代の集落宝谷の集落	・里山集落 ・下田沢かた くり園 ・六十里越街 道	・里山集落 ・山五十川の 玉杉
海岸地域	・海岸線から 望む鳥海山 ・白山島 ・加茂港 ・湯野浜温泉 街の街並み	_	_	_	<u>一</u>	・弁天島・立岩・塩俵岩・鼠ケ関港・鼠ケ関灯台
農業地域	・田園と農家 集落 ・砂丘農地	・田園と農家 集落	・田園と農家 集落 ・果樹畑	・田園と農家 集落 ・果樹畑 ・たらのき代 の棚田	・大網の棚田	・越沢の棚田 ・暮坪の棚田
商業・ 工業、 住宅 地域	・湯田川温泉街の街並み	・藤島文教厚生エリア				・あつみ温泉 街の街並み ・あつみ温泉 街から望む温 海嶽
公共施 設周辺	・鶴岡公園 ・大山公園	・藤島歴史公 園(Hisu 花)	• 蝦夷館公園	· 赤川河川緑 地		・温海バラ園
史跡等 歴史的 ・文化 的資源 周辺	• 善寶寺 • 丙申堂	・東田川文化 記念館 ・新山神社	・手向宿坊街・松ヶ岡開墾・玉川寺・大鳥居・出羽三山神社	• 丸岡城址	・湯殿居 ・湯原 ・治連 ・大 ・大泉鉱 ・大泉鉱 ・ ・大場 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	・念珠の松庭 園 ・念珠関跡地
街路周辺	・市街地から 望む鳥海山、 月山、金峯 山、母狩山		・手向宿坊街			・あつみ温泉 かじか通り
幹線 道路 周辺			・大鳥居から 望む鳥海山、 羽黒山、月 山、湯殿山		・朝日スーパ ーライン ・旧国道 112 号	・関川〜小名 部間の国道 345号
河川 及び 水辺 周辺	・赤川 ・内川 ・鶴岡公園の 内堀 ・外堀堰			・赤川	・赤川 ・梵字川 ・倉沢川ポケ ットパーク ・湯野澤川	・温海川 ・五十川 ・鼠ヶ関川 ・庄内小国川

4. 行為の制限に関する事項

良好な景観を形成するため、景観計画区域である市全域において、大規模な 建築物等について行為の制限を行います。

また、日本遺産の関連区域であるなど固有の歴史的・文化的景観を有している地区や、住民による協定等で市街地においても先進的な景観形成を目指している地区については、市全域における制限よりもきめ細かな「地区における制限」を導入します。

なお、本市内には他にも良好な景観形成に取り組んでいる地区があり、当該地区における住民の機運の高まり等を踏まえ、今後、「地区における制限」の順次追加を検討します。

(1)全域における制限(ただし、「地区における制限」がある区域を除きます)

①大規模建築物等の景観に関する制限

大規模な建築物・工作物は、景観形成に大きな影響を与えるとともに鶴岡の 「まちの顔」となるため、以下のとおりの制限を行います。

○届出対象行為

次に掲げる建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観の大規模な修繕もしくは大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更をする行為(以下、「大規模建築行為」)

- ・建築物で、高さ 13mを超えるもの、または建築面積 500 ㎡を超えるもの。
- ・工作物で、高さ 15mを超えるもの。
- ・太陽光発電施設については、パネル面積の合計が 500 ㎡を超えるもの。ただ し、屋根や壁面への設置を除く。

※大規模な修繕、大規模な模様替えとは、修繕や模様替えの部分が屋根及び壁の総面積の2分の1を超える場合です。

行為の制限の基準

項目			景観形成基準
	全体計画		周辺の風景に配慮すること。
	意	匠	建築物全体を統一感のある意匠にすること。建物上部、屋外
			階段、バルコニー、車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物
			等は、建築物本体との調和を図ること。
	色	彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則として
			マンセル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y
			(黄) 系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただ
建築物			し、自然系素材(木材、石材、レンガ等)を用いてその素材
连来彻			の色を生かす場合は、この限りではありません。
	外壁	材	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
	付带	建築	周囲から見えにくい位置に設置し、建築物本体との調和を図
	設備	等	ること。
	敷地•外		敷地内の緑化に努めること。緑化は地域に合った植栽を行い
	構		四季の演出を考慮し、また既存樹木の保全に努めること。特
			に道路との境界部は緑化に努め、開放感のあるつくりとする
			こと。
	全体計画		周辺の風景に配慮すること。
	意	匠	周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。
	色	彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則として
			マンセル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y
			(黄) 系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただ
工作物			し、自然系素材(木材、石材、レンガ等)を用いてその素材
			の色を生かす場合及び地域のシンボル(鳥居等)として定着
			している場合は、この限りではありません。また航空法その
			他の法令により色彩に関する基準が設けられている場合は、
			適用除外とします。
	材	料	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
太陽光	太陽光 全体計画		周囲への違和感を軽減すること。
発電			公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。

携帯電話基地局については「携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン」を、再生可能エネルギー発電施設全般については「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」及び「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を、さらに風力発電施設については「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」もご確認ください。

(2)地区における制限

①羽黒地域大鳥居周辺地区

羽黒地域大鳥居周辺地区は、出羽三山の門前町である手向宿坊街への入口として古くから知られ、大鳥居を正面に左に鳥海山、右に月山が眺望できる良好な視点場です。平成28年に出羽三山が日本遺産に認定され、その入口である大鳥居周辺の景観保護の必要性がより高まっていることから、周辺の自然環境や田園風景に調和した景観を形成するための制限を行います。

○区域の範囲

十文字交差点から神路坂(羽黒高等学校手前)までの主要地方道鶴岡羽黒線約1.1km間、その北側の戸野・坂ノ下集落前まで、南側の大口・玉川集落前までの区域



○届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 ただし、住宅等の場合、原則として建築面積 10 ㎡を超えるもの 農業用施設の場合、建築面積 33 ㎡を超えるもの
- ・工作物の新築、増築、改築、移転または外観の色彩の変更をする行為 (太陽光発電施設も含む)



大鳥居と月山

行為の制限の基準

項目			景観形成基準
	形 態		全体的に周辺の自然環境と調和させること。
	色	彩	色彩は周辺の自然環境に調和する落ち着いたものとするこ
			と。基調となる色は、原則としてマンセル表色系R(赤)
			系・YR(橙)系彩度6以下,Y(黄)系彩度4以下,その他彩
建築物			度2以下にすること。
			塗り壁の場合は漆喰の白を基本とすること。
			土壁仕上げの場合は自然色とすること。
	意	匠	デザインは全体としてまとまりのあるものとし、周辺の自然
			環境と調和させること。
	形	態	歪な形や周辺の自然環境から著しく突出する形態とならない
			よう、周辺の自然環境と調和させること。
	色	彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則として
			マンセル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y
			(黄) 系彩度4以下、その他彩度2以下にすること。ただ
工作物			し、自然系素材(木材、石材、レンガ等)を用いてその素材
<u></u>			の色を生かす場合及び地域のシンボル(鳥居等)として定着
			している場合は、この限りではありません。また航空法その
			他の法令により色彩に関する基準が設けられている場合は、
			適用除外とします。
	意	匠	デザインは全体としてまとまりのあるものとし、周辺の自然
			環境と調和させること。
太陽光 全体計画		計画	周囲への違和感を軽減すること。
発電			公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。

携帯電話基地局については「携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン」を、再生可能エネルギー発電施設全般については「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」及び「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を、さらに風力発電施設については「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」もご確認ください。

②羽黒地域手向地区

羽黒地域手向地区は出羽三山の門前町であり、妻帯修験が営む宿坊が並ぶ宗教集落として栄えてきました。「土塁と植栽に囲まれ、山伏の位階を示す立派な門構えのある茅葺き屋根」という昔ながらの宿坊は少なくなっていますが、注連縄の張られた貫通し門や軒下に引き綱が飾られた伝統的な様式の民家の連なりは、固有の精神性を感じさせる独自の街並みを作り出しています。この歴史性が見てとれる街並みは、長い間の修験道に関わる人々の暮らしや修行の中で育まれてきた貴重な文化遺産であり、当地区固有の魅力を作り出しています。

当地区は、鶴岡市歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域の一つである「羽黒手向地区」として指定されているほか、平成28年に出羽三山が日本遺産に認定され、手向宿坊街が主要な構成要素となっています。

そこで当地区内では、その歴史的風致の維持向上を図るとともに、個性ある 街並みの景観を形成するための制限を行います。

○区域の範囲

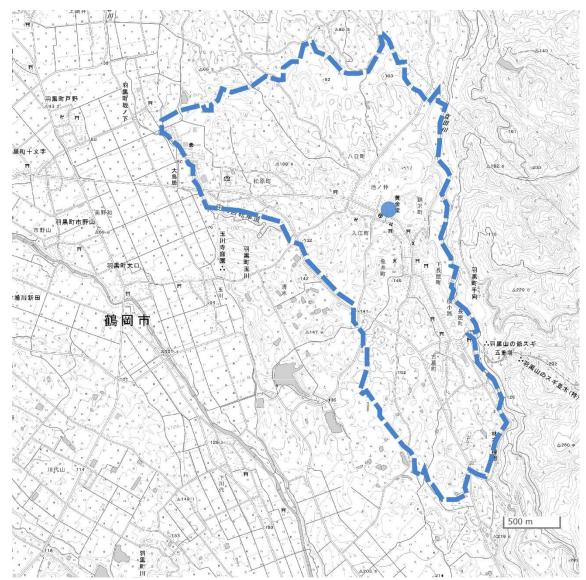
鶴岡市歴史的風致維持向上計画の重点区域「羽黒手向地区」のうち、鶴岡市 羽黒町手向地区 10 集落全域

○届出対象行為

・建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観の大規模な修繕もしくは 大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更をする行為

(太陽光発電施設も含む)

※大規模な修繕、大規模な模様替えとは、修繕や模様替えの部分が屋根及び壁の総面積の2分の1を超える場合です。



地理院タイル(淡色地図)を加工して作成



手向地区の景観形成の取組

行為の制限の基準

Į	頁目	景観形成基準
	全体計画	周辺の風景に配慮すること。
	意 匠	建築物全体を統一感のある意匠にすること。建物上部、屋外階
		段、バルコニー、車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、
		建築物本体との調和を図ること。
	色 彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマン
		セル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y(黄)系彩
		度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材
建築物		(木材、石材、レンガ等)を用いて、その素材の色を生かす場合
		はこの限りではありません。
	外壁材	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
	付帯建築	周囲から見えにくい位置に設置し、建築物本体との調和を図るこ
	設備等	と。
	敷地・外	敷地内の緑化に努めること。緑化は地域に合った植栽を行い四季
	構	の演出を考慮し、また既存樹木の保全に努めること。特に道路と
		の境界部は緑化に努め、開放感のあるつくりとすること。
	全体計画	周辺の風景に配慮すること。
	意 匠	周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。
	色 彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマン
		セル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y(黄)系彩
T 1/- il/m		度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材
工作物		(木材、石材、レンガ等) を用いてその素材の色を生かす場合及
		び地域のシンボル(鳥居等)として定着している場合は、この限
		りではありません。また航空法その他の法令により色彩に関する
		基準が設けられている場合は、適用除外とします。
	材 料	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
太陽光	全体計画	周囲への違和感を軽減すること。
発電		公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。
		敷地の道路境界沿いには植栽等の目隠し措置を行い、手向地区の
		街並みの連続性等との調和を図ること。また、周囲への反射光の
		影響を軽減すること。

携帯電話基地局については「携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン」を、再生可能エネルギー発電施設全般については「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」及び「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を、さらに風力発電施設については「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」もご確認ください。

③羽黒地域松ヶ岡地区

羽黒地域松ヶ岡地区には、国指定史跡松ヶ岡開墾場が所在し、開墾当時の建物跡地や、近年まで続いた土地の共有制により維持されてきた畑地等が広がっており、これらは史跡の歴史的・文化的景観を構成する重要な要素と位置付けられています。

当地区は、鶴岡市歴史的風致維持向上計画において、歴史的風致の維持向上を図るため、重点区域の一つである「羽黒松ヶ岡地区」として指定されているほか、平成29年に「サムライゆかりのシルク」が日本遺産に認定され、松ヶ岡開墾場が主要な構成要素となっています。

そこで当地区内では、その歴史的風致を維持向上するとともに、史跡の歴史 的・文化的景観と調和した美しい農地景観を維持するための制限を行います。

○区域の範囲

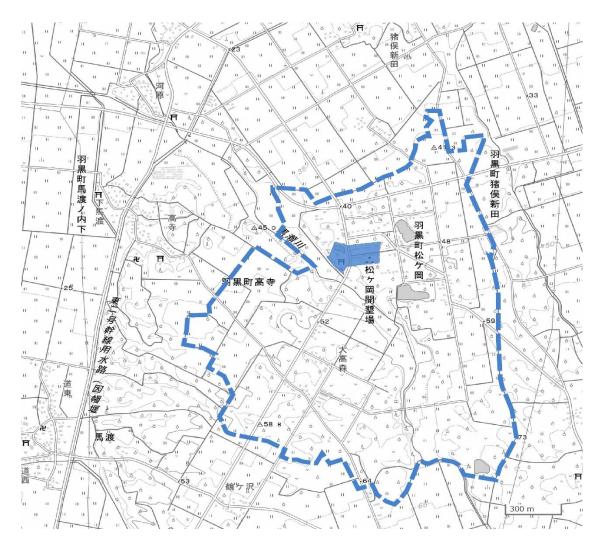
鶴岡市歴史的風致維持向上計画の重点区域「羽黒松ヶ岡地区」のうち、鶴岡市羽黒町松ヶ岡全域

○届出対象行為

・建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観の大規模な修繕もしくは 大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更をする行為

(太陽光発電施設も含む)

※大規模な修繕、大規模な模様替えとは、修繕や模様替えの部分が屋根及び壁の総面 積の2分の1を超える場合です。



地理院タイル(淡色地図)を加工して作成



松ヶ岡開墾場(国指定史跡)



新徴屋敷

行為の制限の基準

項目		景観形成基準
全体計画		周辺の風景に配慮すること。
	意 匠	建築物全体を統一感のある意匠にすること。建物上部、屋外階
		段、バルコニー、車庫、自転車置場、倉庫、設備用建築物等は、
		建築物本体との調和を図ること。
	色 彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマン
		セル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y(黄)系彩
		度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材
建築物		(木材、石材、レンガ等)を用いて、その素材の色を生かす場合
		はこの限りではありません。
	外壁材	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
	付帯建築	周囲から見えにくい位置に設置し、建築物本体との調和を図るこ
	設備等	と。
	敷地・外	敷地内の緑化に努めること。緑化は地域に合った植栽を行い四季
	構	の演出を考慮し、また既存樹木の保全に努めること。特に道路と
		の境界部は緑化に努め、開放感のあるつくりとすること。
	全体計画	周辺の風景に配慮すること。
	意 匠	周囲に与える突出感、違和感を軽減すること。
	色 彩	基調となる色は落ち着いた色彩にすることとし、原則としてマン
		セル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、Y(黄)系彩
工作物		度4以下、その他彩度2以下にすること。ただし、自然系素材
		(木材、石材、レンガ等) を用いてその素材の色を生かす場合及
		び地域のシンボル(鳥居等)として定着している場合は、この限
		りではありません。また航空法その他の法令により色彩に関する
		基準が設けられている場合は、適用除外とします。
	材 料	汚れにくく耐久性の高い材料を使用すること。
太陽光	全体計画	周囲への違和感を軽減すること。
発電		公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。
		敷地の道路境界沿いには植栽等の目隠し措置を行い、松ヶ岡地区
		の史跡や農地の連続性等との調和を図ること。また、周囲への反
		射光の影響を軽減すること。

携帯電話基地局については「携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン」を、再生可能エネルギー発電施設全般については「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」及び「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を、さらに風力発電施設については「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」もご確認ください。

4美咲町シンボルロード地区

鶴岡インターチェンジから鶴岡市街地に延びる美咲町シンボルロードとその 沿道では、正面に出羽三山を配し、沿道に並木が連たんした緑豊かな景観と一 体感をもった整備を行っています。

また、権利者等が結んだまちづくり協定など街並みのルール化を行い、鶴岡市街地の陸の玄関口にふさわしい景観づくりを行ってきました。このような取組みを景観計画に位置付け、良好な街並みを維持・形成していくための制限を行います。

○区域の範囲

美咲町地内の都市計画道路苗津大山線(シンボルロード)沿道地区

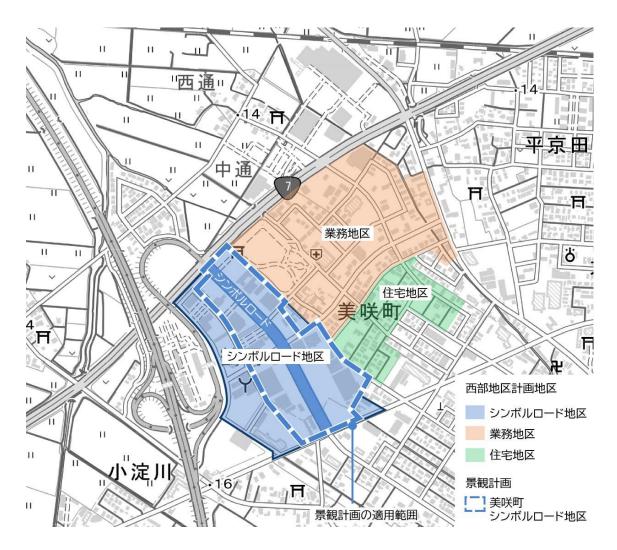
○届出対象行為

・建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転、外観の大規模な修繕もしくは 大規模な模様替えまたは外観の色彩の変更をする行為

(太陽光発電施設も含む)

- ・屋外広告物の設置
- ・敷地の緑化
- ・道路の出入り口の設置
- ・自動販売機の設置

※大規模な修繕、大規模な模様替えとは、修繕や模様替えの部分が屋根及び壁の総面 積の2分の1を超える場合です。



地理院タイル (淡色地図) を加工して作成

行為の制限の基準

		,
	項目	景観形成基準
	壁面後退	シンボルロード接面境界は、壁面後退線を道路境界から2m以上と
		すること。
	意 匠	建築物及び工作物のデザインについては、シンボルロードならびに
建		周辺環境との調和が図れるものとすること。
築	色 彩	基調となる色、色の組み合わせは落ち着いた色彩にすることとし、
物		原則としてマンセル表色系R(赤)系・YR(橙)系彩度6以下、
190		Y(黄)系彩度4以下、その他の彩度2以下にすること。ただし、
		自然系素材(木材、石材、レンガ等)を用いて、その色彩を生かす
		場合はこの限りではありません。
	建築設備	高架水槽、冷却塔、吸水管やダクト類はシンボルロード沿いに露出
		させないこと。

項目	景観形成基準
屋外広告物以	鶴岡西部地区計画と大規模建築物等の景観に関する制限を基準とす
外の工作物	ること。
敷地の緑化	(シンボルロード接面及び側道面に接する境界の緑化)
	シンボルロード接面及びシンボルロードに正面接面しかつ側道(緑道
	含む)に接する宅地の側道接面は、車両出入口以外の道路境界に、植
	樹桝等を用いての幅員 1m以上の緑地帯を設け、原則として、低木
	植栽以上のものを施工すること。
	(シンボルロード背面道路に接する境界の緑化)
	シンボルロードを正面とした場合の背面境界については、車両出入
	口以外の道路境界、または、境界に擁壁が施されている場合は擁壁
	上部に、植樹桝等を用いての幅員 1m以上の緑地帯を設け、原則と
	して低木植栽以上のものを施工すること。
道路の出入り	道路出入口の取り付けについては、敷地面積 1,500 ㎡毎、シンボル
口の設置	ロード正面及び背面に各1箇所までとすること。側面が道路に接面
	している場合は、接面間口延長が 70m毎、1 箇所とすること。ただ
	し、複数宅地を一画地利用する場合は別に定めます。
自動販売機の	シンボルロード接面に自動販売機等を設置する場合は、原則、道路
設置	境界線からの距離を 15m以上としなければなりません。また、缶等
	が廃棄できるようにゴミ箱を設置し、管理しなければなりません。
	シンボル ロードよりセットバックした敷地内に、休憩スペースを設
	置し、かつ、囲い・覆い等により自動販売機を露出させないように
	設置する場合は、前項の規定によりません。この場合でも、缶等が
	廃棄できるようにゴミ箱を設置し、管理しなければなりません。
太陽光発電	周囲への違和感を軽減すること。
	公共空間の視点場から視対象への眺望を阻害しないこと。

携帯電話基地局については「携帯電話基地局の設置に関する景観形成ガイドライン」を、再生可能エネルギー発電施設全般については「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」及び「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」を、さらに風力発電施設については「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」もご確認ください。

屋外広告物設置の基準

項目		広告物美観維持基準			
共通事項		(1)自己の氏名、店名、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、居所又は事業所若しくは営業所及び施設に表示するものに限る。 (2)自己の住居、店舗又は事務所若しくは営業所及び施設の敷地外に突出しないこと。 (3)自己の管理する物件及び土地に管理の必要に基づき表示するもので、表示面積3平方メートル以下、地面から広告物上端までの高さが3メートル以下のものは設置できる。 (4)特殊装置広告については掲出できない。 ※特殊装置広告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	種類	広告物美観維持基準	広告物景観誘導形成基準		
建植広告	広告板 • 広告塔	(1)表示面積 30 ㎡以下であること。 (2)高さ 15m以下であること。 (3)道路境界から 1 m以内かつ高さ 2.5m以 内への表示はできない。 (4)敷地又は土地が道路に接する 1 辺の長さ が 100m以下は 1 辺に 1 個、100mを超える場 合は 50m 超える毎に 1 辺当たり 1 個追加でき る。	(1) 基調となる色は落ち着いた色彩にすること。 (2) 白黒を除き3色以内 (写真を除く)とする。 (3) 色彩の統一を図ること。		
壁面利用它	広告板	表示面積が一面 30 ㎡以下であること。 表示面積の合計が 1 壁面につき 60 ㎡以下。 表示面積の合計が当該壁面積の 1/3 以下であること。 (3) 垣・柵利用は高さ 1.5m 以下かつ面積 3 ㎡ 以下、一辺に 1 個とする。	(1)基調となる色は落ち着いた色彩にすること。(2)白黒を除き3色以内(写真を除く)とする。(3)色彩の統一を図ること。		
広 告	(壁面から突出するもの) 広告板	表示面積が1面30㎡以下であること。 建物の上端を超えないこと。	(1)基調となる色は落ち着いた色彩にすること。(2)白黒を除き3色以内(写真を除く)とする。(3)色彩の統一を図ること		

広告幕のぼり			破損、退色した場合は速 やかに除却すること。掲 出期間は2ヶ月以内とす ること。
屋上利用広告	広告板 ・ 広告塔	一面の表示面積が当該建物の最大壁面の 1/3 以下であること。 表示面積の合計が当該建物の壁面積の合計の 1/3 以下であること。 地上から広告物天端までの高さが 25m以下 で建物の高さの 1/2 以下であること。 広告塔又は広告板どちらか 1 方とする。 広告塔は 1 個、広告板は 1 辺に 1 個とする。 建物の端から突出しないこと。	(1)基調となる色は落ち着いた色彩にすること。(2)白黒を除き3色以内(写真を除く)とする。(3)色彩の統一を図ること。

- ※広告物美観維持基準…美観風致を維持するための規制の基準
- ※広告物景観形成基準…良好な景観を形成するための誘導の基準

5. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

本市に点在する景観資源は、各地域の良好な景観を形成する上で重要な要素です。長い年月をかけて育まれてきた地域のシンボルとなっており、地域の歴史や特性を表す建造物、樹木について、特に重要なものを景観重要建造物または景観重要樹木に指定し、保全・活用を図ります。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物、産業遺産などで、地域の自然、歴史、文化等から見て保全する価値があるもののうち、道路その他公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものとし、所有者の意見を聴いて景観重要建造物に指定することとします。

ただし、文化財保護法の規定により、国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然 記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された建造物 については、適用されません。(景観法第19条第3項)

(2) 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、森などで、地域の自然、歴史、文化等からみて保全する価値があるもののうち、道路その他公共の場所から誰もが容易に眺めることができるものとし、所有者の意見を聴いて景観重要樹木に指定することとします。

ただし、文化財保護法の規定により、特別史跡名勝天然記念物または史跡名勝天然記念物として指定され、または仮指定された樹木については、適用されません。(景観法第28条第3項)

6. 景観重要公共施設の整備に関する事項

都市の景観は、主に道路等の公共施設と沿道の建物から構成されていますが、多くの市民から親しまれる主要な道路、河川、公園などは、まちの個性を表す景観形成の骨格をなし、居心地の良いまちなか空間を創出するうえで重要な役割を果たす必要があります。

特にランドマークとなる公共施設については、管理者との協議のうえ、景観重要公共施設に指定し、良好な景観形成に資する整備を推進します。

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観計画区域内の道路、河川、公園などを対象とし、指定の基準は以下のとおりとします。

- ①中心市街地、観光地等で、景観形成の骨格をなしており、保全・活用の必要があること。
- ②市民にとって景観形成上重要であると考えられている、親しまれている、 もしくは親しまれることが十分予想されること。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

景観重要公共施設の整備に当たっては、中長期にわたって良好な景観を保全できるよう適正な維持管理に努めることとし、整備に関する方針は以下のとおりとします。

- ①当該地の景観形成の骨格として、地域の特性や周辺との調和を図ること。
- ②整備の計画初期段階から周辺住民をはじめとする市民の意見聴取、合意形成を図ること。
- ③良好な歩行者空間の創出を積極的に図ること。
- ④材料は、汎用性の高いものを使用、メンテナンスの容易さに十分配慮し、 維持管理コスト低減と良好な景観の保全の両立を図ること。
- ⑤街路樹は、まちのシンボル性を重視するとともに、適切な維持管理を十分 に検討したうえでの配置、樹種の選定とすること。
- ⑥橋梁は、地域特性、接続道路との調和を考慮し、高欄、親柱、舗装等を検 討し、橋梁そのものが視対象となることに対しても配慮すること。
- ⑦道路付属物(標識類、防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等)は、まちのあるべき姿から適切な選定を行い、周辺との統一性に配慮すること。
- ⑧維持管理は、整備時の方針を継承し、適正な管理、修繕に努めること。

7. 景観まちづくりの推進方策

(1) 市民、事業者、行政の対話による景観まちづくり

本市の良好な景観は、行政による道路や建築物の整備だけではなく、事業者 や市民による社会経済活動のほか、長い歴史において市民一人ひとりの暮らし の中で生み出され、守り継がれたものです。

景観法では、良好な景観形成の基本理念を示しつつ、国の責務(第3条)、 地方公共団体の責務(第4条)、事業者の責務(第5条)、住民の責務(第6 条)がそれぞれ規定されており、良好な景観形成を官民一体となって推進して いく必要性が示されています。このことを踏まえ、本市では市民、事業者、行 政の対話型の景観まちづくりを推進します。

(2) 景観まちづくりの取組例

①手向地区まちづくり協定・まちなみ景観形成事業

羽黒地域手向地区は、出羽三山の門前町として栄え、注連縄の張られた貫通 し門や軒下に引き綱が飾られた伝統的な様式の民家の連なりは、固有の精神性 を感じさせる独自のまちなみを形成しています。

この歴史性が見て取れる街並みは、長い間の修験道に関わる人々の暮らしや修行の中で育まれたものであり貴重な文化遺産であることから、祭事や修験道の日々の営みとともに後世に伝えていくため、地区では平成29年度より、集落単位でのまちづくり協定の締結に取り組んでいます。

まちづくり協定では、地形や自然、気候などを大スケール、町割りを中スケール、屋敷構えを小スケールと区分、着目し、要素別に分類することで、まちなみの特徴をわかりやすく整理しています。その上で、まちなみ形成方針として屋敷構えについて基準項目を設け、歴史的風致の維持保全を図っています。

市では、まちづくり協定の対象区域において、一定の条件を満たす建築物等の修景整備に対する補助を行っており、手向地区に暮らす方、訪れる方にとって魅力あるまちなみづくりを推進しています。

②あつみ温泉の人中心のみちづくり・まちづくり

温海地域のあつみ温泉では、車よりも人を中心としたみちづくりとして、平成 15 年に登録された国土交通省のくらしのみちゾーン整備事業において、

「かじか通り」の狭い歩道と車道との段差をなくするとともに、2 車線だった車道を1 車線の一方通行に変更し、余裕の生まれた道路の両側にはさまざまな形をした約20箇所の休憩施設を配置しました。同時に470m区間において無電柱化を実現しています。

このほか「葉月橋通り」をたまり空間として再生するため、道路の真ん中に、足湯や飲泉所、湯だまり池等を整備しました。

公共整備と併せて、魅力的な沿道の建物改修や、地元住民で構成するまちづくりチームが主催する多様なイベント開催などが相まって、まち全体でもてなしの心を表すことで温泉街の魅力づくりに取り組んでいます。



あつみ温泉葉月橋通り

③ビューポイントの紹介

市では、「鶴岡らしさ」を表す、雄大な自然景観、 街並み景観について「ふるさと景観資源」等で登録・ 表彰等があったビューポイント(視点場と視対象)を ホームページで紹介しています。

URL:

https://www.google.com/maps/d/viewer?hl=ja&mid=1XUS0Dz4y1lS VDXsTQUInUpcgm tnHfIBb&ll=38.72189867139049% 2C139.82081692685955&z=13





光明寺のしだれ桜
☑ 霧岡市ビューポイント

ビューポイントマップ

④都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度(デザインレビュー)

市では、城下町として培われてきた景観を後世に引き継ぐこと、高層建築物の立地による居住環境の悪化や建築紛争を未然に防止することを目的とし、建築物の高さ制限を鶴岡都市計画高度地区により定めています。(当初決定:平成16年12月9日)

鶴岡市街地(大山及び湯野浜市街地を除く旧鶴岡市の用途地域)を対象区域とし、3種類の高度地区を定めていますが、公共施設、公益施設、立地することにより市街地の都市機能が高まるとともに市民の利便性が高まる施設(中心市街地の賑わい創出・まちなか居住の推進)に対しては特例的に許可できる場合があり、商業地域及び近隣商業地域での事業を対象に、事前相談制度(デザインレビュー)を設けています。

事前相談では、建築主、設計者、市、鶴岡市コミュニティアーキテクト委員及び地元まちづくり団体等が一堂に会し、デザイン案等について景観配慮事項に基づきディスカッションを行い、構想段階から相談することで、周辺環境・景観との調和が図られ、市民に親しまれる良好な景観形成に資する建築物となることを目指しています。

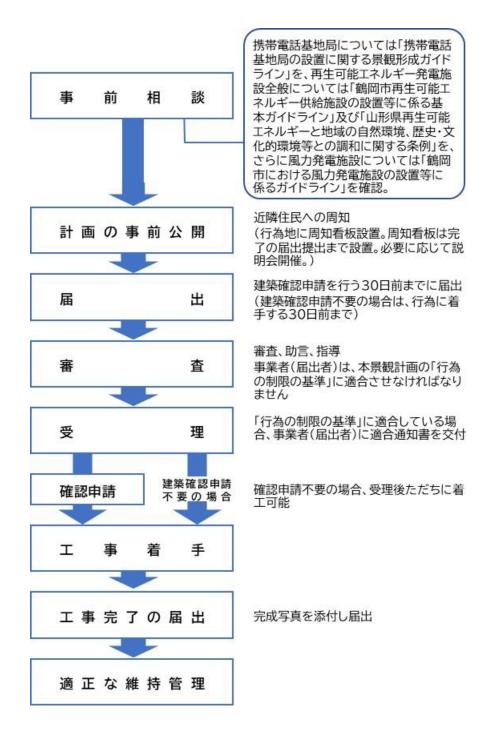




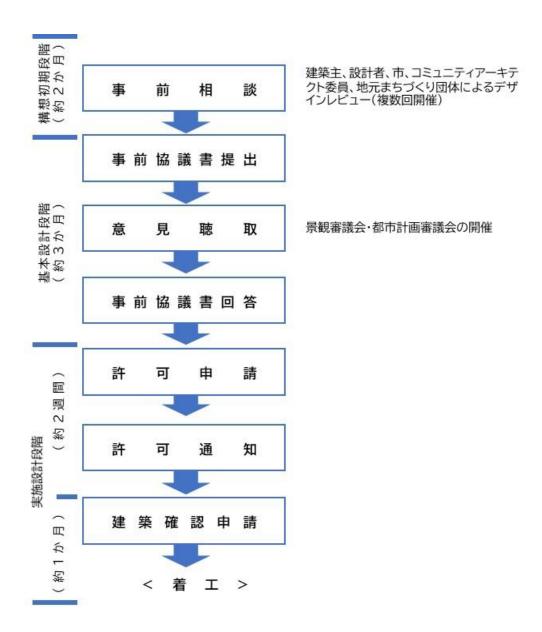
景観デザインレビューの様子

(3) 景観計画に関する手続

①行為の制限に関する届出の流れ



②都市計画高度地区特例許可に係る事前相談制度の流れ



[資料編]

(1) 景観計画改定の経過

令和 4 年 2 月 14 日	令和3年7月26日	早稲田大学総合研究機構と景観計画改定支援業務委託契約を締結
2月16日 第10回歴史的風数維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について	令和 4 年 2 月 14 日	令和3年度第1回景観審議会
- 景観計画の改定について		・景観計画の改定について
3月16日 令和3年度第1回都市計画審議会・景観計画の改定について 7月1日 令和4年度第1回景観審議会・景観書議会・景観計画の改定について(中間報告) 7月2日 景観まちづくり市民フォーラム 〇基調講演 「城下町の都市景観の特徴」 早稲田大学名誉教授 佐藤滋氏 「景観計画改定と景観シミュレーション」 同大学教授 矢口哲也氏 〇聴衆参加型ディスカッション 「私のとっておきの鶴岡の景観」 コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会 ・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 ・景観計画の改定について 12月28日へ パブリック・コメント 令和5年1月18日 伊東ウ風致維持向上計画推進協議会・・景観計画の改定について 2月1日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	2月16日	第 10 回歷史的風致維持向上計画推進協議会
- 景観計画の改定について - 令和4年度第1回景観審議会 - 景観計画の改定について(中間報告) - 景観まちづくり市民フォーラム - ○基調講演 - 「城下町の都市景観の特徴」 早稲田大学名誉教授 佐藤滋氏 - 「景観計画改定と景観シミュレーション」 同大学教授 矢口哲也氏 - ○聴衆参加型ディスカッション - 「私のとっておきの鶴岡の景観」 コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) - 7月25日		・景観計画の改定について
7月1日 令和4年度第1回景観審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 7月2日 景観まちづくり市民フォーラム 〇基調講演 「城下町の都市景観の特徴」 早稲田大学名誉教授 佐藤滋氏 「景観計画改定と景観シミュレーション」 同大学教授 矢口哲也氏 〇聴衆参加型ディスカッション 「私のとっておきの鶴岡の景観」 コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会 ・景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会 ・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日〜 パブリック・コメント 令和5年1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正	3月16日	令和3年度第1回都市計画審議会
- 景観計画の改定について(中間報告)		・景観計画の改定について
フリー	7月1日	令和4年度第1回景観審議会
○基調講演 「城下町の都市景観の特徴」 早稲田大学名誉教授 佐藤滋氏 「景観計画改定と景観シミュレーション」 同大学教授 矢口哲也氏 ○聴衆参加型ディスカッション 「私のとっておきの鶴岡の景観」 コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員、株式会社オット・・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会 ・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日 パブリック・コメント 令和5年1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正		・景観計画の改定について(中間報告)
「城下町の都市景観の特徴」 早稲田大学名誉教授 佐藤滋氏 「景観計画改定と景観シミュレーション」 同大学教授 矢口哲也氏 ○聴衆参加型ディスカッション 「私のとっておきの鶴岡の景観」 コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日〜 パブリック・コメント 令和5年1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 今和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月1日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月21日 第112回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正	7月2日	景観まちづくり市民フォーラム
「景観計画改定と景観シミュレーション」 同大学教授 矢口哲也氏		○基調講演
○聴衆参加型ディスカッション 「私のとっておきの鶴岡の景観」 コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・ 地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会 ・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ 令和5年1月18日 パブリック・コメント 令和5年1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例が行規則の改正		「城下町の都市景観の特徴」 早稲田大学名誉教授 佐藤滋氏
「私のとっておきの鶴岡の景観」 コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・ 地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会 ・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ パブリック・コメント 令和5年1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画の改正		「景観計画改定と景観シミュレーション」 同大学教授 矢口哲也氏
コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏 アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会 ・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ 令和5年1月18日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正		○聴衆参加型ディスカッション
アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ パブリック・コメント 令和5年1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正		「私のとっておきの鶴岡の景観」
7月 25 日 地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役) 7月 25 日 令和 4 年度第 1 回都市計画審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和 4 年度第 2 回景観審議会・景観計画の改定について 12月28日 パブリック・コメント 令和 5 年 1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 第 12 回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 2月21日 第 12 回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正		コーディネーター/鶴岡市景観審議会会長 野堀嘉裕氏
7月25日 令和4年度第1回都市計画審議会 ・景観計画の改定について(中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区 及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会 ・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ 令和5年1月18日 パブリック・コメント 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正		アドバイザー/佐藤滋氏、矢口哲也氏、大木一氏(早稲田大学都市・
・景観計画の改定について (中間報告) 7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ 令和5年1月18日 パブリック・コメント 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正		地域研究所招聘研究員、株式会社オットー・デザイン代表取締役)
7月~12月 景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11月18日 令和4年度第2回景観審議会・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ パブリック・コメント 令和5年1月18日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	7月25日	令和4年度第1回都市計画審議会
及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等 11 月 18 日		・景観計画の改定について(中間報告)
11月18日 令和4年度第2回景観審議会・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ パブリック・コメント 令和5年1月18日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	7月~12月	景観計画で「地区における制限」を新たに規定する羽黒地域手向地区
・景観計画の改定について 12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ パブリック・コメント 令和5年1月18日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正		及び同松ヶ岡地区における住民等への説明、意見聴取等
12月23日 景観審議会からの意見回答 12月28日~ パブリック・コメント 令和5年1月18日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	11月18日	令和4年度第2回景観審議会
12月28日~ 令和5年1月18日 1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正		・景観計画の改定について
令和5年1月18日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	12月23日	景観審議会からの意見回答
1月20日 歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面) 2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	12月28日~	パブリック・コメント
2月1日 令和4年度第2回都市計画審議会 ・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	令和5年1月18日	
・景観計画の改定について 2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	1月20日	歴史的風致維持向上計画推進協議会からの意見聴取(書面)
2月21日 第12回歴史的風致維持向上計画推進協議会 ・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	2月1日	令和 4 年度第 2 回都市計画審議会
・景観計画の改定について 3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正		・景観計画の改定について
3月23日 景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正 景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正	2月21日	第 12 回歷史的風致維持向上計画推進協議会
景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正		・景観計画の改定について
	3月23日	景観計画に係る行為の制限等に関する条例の改正
景観計画改定の告示		景観計画に係る行為の制限等に関する条例施行規則の改正
		景観計画改定の告示

(2) 景観計画改定の体制

景観審議会委員

T 72	ATI. Title for
氏名	役職等
佐藤 滋	早稲田大学 名誉教授
野堀 嘉裕	山形大学 名誉教授
高谷 時彦	東北公益文科大学大学院 非常勤講師
秋野 公子	山形県建築士会鶴岡田川支部 事務局長
土田 一彦	日本造園建設業協会山形県支部 副支部長
さとう れいこ	日本グラフィックデザイナー協会山形地区 幹事
佐藤 友和	鶴岡商工会議所 副会頭
澤野	環境省羽黒自然保護官事務所 自然保護官
佐藤 康一	山形県庄内総合支庁 建設部長(※1)
渡辺 満	山形県庄内総合支庁 建設部長(※2)
山本 節子	山形県土地家屋調査士会鶴岡支部(※3)
佐藤 友行	山形県建設業協会鶴岡支部(※3)
柴田 和彦	文化財保護審議会 委員 (※3)
庄司 愛恵	湯田川温泉つかさや旅館 女将(※4)
笠原 俊一	山形県建設業協会鶴岡支部(※4)
本間、聡美	カメラマン(※4)

- 注1 景観計画改定作業を行った令和3年度及び令和4年度の委員構成
- 注2 改定作業年度内の委員交代については次のとおり
 - ※1…令和4年3月31日まで
 - ※2…令和4年4月1日から
 - ※3…令和5年1月31日まで
 - ※4…令和5年2月1日から

(3) 景観シミュレーション

3次元モデリングソフトや GIS 地形データが、低価格、かつ汎用性の高い形式で普及したこともあり、建築行為を行う前に眺望・まちなみへの影響を簡易に事前検討できる環境が整いました。シミュレーション画像の作成を行うことで、景観計画で示した基準との整合性を客観的に確認すると同時に、市民や関係者とのイメージの事前共有が可能となります。本市では対話型の景観まちづくりを目指しており、その際にはシミュレーション画像の活用が有効な手段となります。

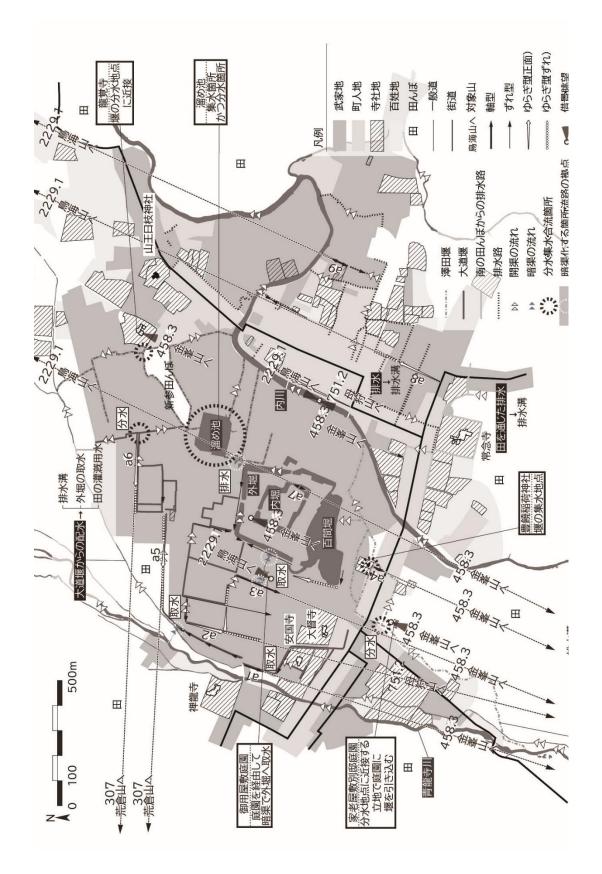
ここでは、具体的に市街地での山当て景観と、再生可能エネルギー発電施設を例に、シミュレーション画像作成手順とその活用方法の例を紹介します。

① 山当て

山当てシミュレーション画像作成の目的

本市の景観を特徴づけている要因の一つに、山当てが挙げられます。山当て とは、街路や水路を周辺の山々に向けて配置する設計技法であり、本市でも鳥 海山、母狩山、金峯山、荒倉山に向けた山当て景観が見られます。

これらの景観資源を次世代へと引き継ぐためにも、建築物や工作物の新設には注意を払う必要があります。特に、三の丸地区、シビックコア地区には、多くの市民に親しまれている山当て景観の視点場が集積していることもあり、シミュレーション画像作成により、事前に景観への影響を客観的に評価することが求められます。



三の丸地区、シビックコア地区に集積する山当て景観の視点場

近世城下町における伝統的水系構造と景観構成との関係に関する研究山形県鶴岡市を対象として,田中雄大,菅野 圭祐,佐藤滋,都市計画系論文集 2016 年 51 巻 3 号 p. 305-312

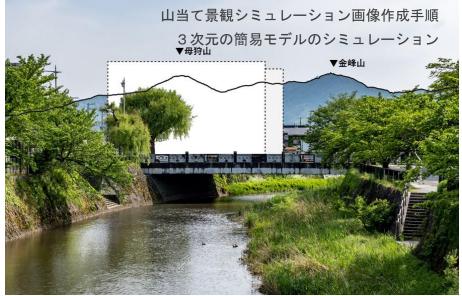
シミュレーション画像作成手順(例)

- 1. 建設行為により影響を及ぼす山当て景観を特定
- 2. 建築計画地を中心に、山当て景観に影響を与える視点場を特定し、現 状を写真撮影。デジタルカメラは高解像度の物を用い、人の目線の高さ から撮影。晴天時、かつ逆光にならない時間帯での撮影を基本とする。
- 3. 3次元の簡易モデル(外形のみ)をスケッチアップなどのソフトウェアで作成
- 4. モデルを Google Earth などの 3 次元地図ソフトや GIS ソフト上に配置
- 5. 現状景観写真の視点場・視対象の位置関係、画角(カメラレンズ)を合わせる
- 6. 画像編集ソフトにより、現状写真と3次元の簡易モデルを合成
- 7. 画像編集ソフトで建物の開口部・素材感を再現

シミュレーション画像活用方法 (例)

- 1. 3次元簡易モデル(外形のみ)の代替案を作成し、上記の手順により 画像作成し、山当て景観への影響軽減を検討
- 2. 3次元簡易モデル(外形のみ)の代替案を作成し、周囲の街並みのスカイライン、屋根形状との調和を検討
- 3. 外壁の素材感や開口部の大きさの代替案をテクスチャーとして適用し、周辺の環境との調和を検討

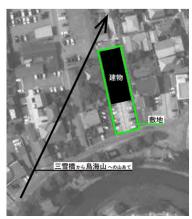




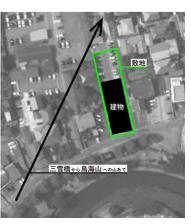












② 再生可能エネルギー発電施設

再生可能エネルギー発電施設シミュレーション画像作成の目的

パリ協定の発効以来、わが国も一丸となってカーボンニュートラル社会実現を目指しています。本市でも再生可能エネルギーの導入が徐々に進んでいますが、鶴岡らしい景観との両立が課題になりつつあります。そこで、鶴岡を特徴づける景観を維持しながら、再生可能エネルギー発電施設導入を可能にするために、シミュレーション画像を用いた事前検討を行うことが重要になります。

シミュレーション画像作成手順(例)

- 1. 発電施設計画地を中心に、山あて景観や、田園景観、歴史的景観に影響を与える視点場を特定し、現状を写真撮影。デジタルカメラは高解像度の物を用い、人の目線の高さから撮影。晴天時、かつ逆光にならない時間帯での撮影を基本とする。
- 2. 3次元モデルをスケッチアップなどのソフトウェアで作成
- 3. モデルを Google Earth などの 3 次元地図ソフトや GIS ソフト上に配置
- 4. 現状景観写真の視点場・視対象の位置関係、画角(カメラレンズ)を合わせる
- 5. 画像編集ソフトにより、現状写真と3次元モデルを合成

シミュレーション画像活用方法(例)

- 1. 発電設備の規模、位置、配置パターンを変化させて代替案の景観への 影響を検討
- 2. スクリーンや植栽などによる目隠しにより景観への直接的な影響軽減 を事前検討













(4) 景観まちづくり市民フォーラム

【期日】 令和4年7月2日(土)

【会場】 マリカ西館3階市民ホール

【内容】

基調講演

「城下町の都市景観の特徴」

「景観計画改定と景観シミュレーション」

聴衆参加型ディスカッション

「私のとっておきの鶴岡の景観」

【参加者】 54 人

① 「城下町の都市景観の特徴」 講師:佐藤滋氏(早稲田大学名誉教授)

皆さん、こんにちは。40 分ほど 時間をいただいて、私からは「山 水の都市・地域 庄内・鶴岡」と いう題でお話します。「山水」と いう言葉を和英辞典で調べると、

「landscape」や「nature」という 単語が出てきます。非常に広い意 味では「nature・自然」という意 味のものであると思いますし、ま た、そのまま「ランドスケープ」 としての意味もあります。似たよ



庄内交通路線景勝鳥瞰図を説明する佐藤滋講師

うな言葉に「風水」という言葉がありますが、私は庄内・鶴岡には「山水」という言葉がぴったりあてはまるのではないかと思っています。

これから庄内・鶴岡に関する絵図を4枚お見せします。どれが一番鶴岡のイメージを表しているか、一つに決めてください。

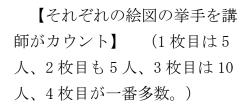
1枚目は、吉田初太郎が明治になってから描いた「庄内交通路線景勝鳥瞰図」です。海から庄内平野を描いた構図になっています。非常に特徴的な描き方となっています。これは絵図というよりは、絵画に近いかもしれないですね。

2 枚目は、江戸期の「二郡縮図」です。周りに山々があって、真ん中に平野が描かれているという構図になっています。

3 枚目は、「魚眼マップ」です。これは超広角のレンズで撮影したようなものになっていて、かなり引いたところから広く全体を見渡せるような図です。

最後は、よく皆さんがご覧に なるであろう「城下町絵図」と なっています。

では、どれが一番鶴岡のイメ ージを表しているでしょうか。 どれか1つに手を挙げてくださ い。



やはり見慣れている地図だからでしょうか。町の様子がよく見えるものがよいということなのでしょうか。



鶴岡城下町絵図



会場の様子

では次に、このスライドを見ていただくと、鶴園橋から内川の軸線上まっすぐ先に鳥海山がきれいに見える様子です。もう一つは、金峯山、母狩山が道路の先に見える様子です。ところどころ山々が見え隠れするというような構図です。このように、水面と山々の組み合わせというのがものすごく大事で、典型的な鶴岡の景観を表現しているのではないでしょうか。

20年くらい前のある時、鶴岡の一番好きな風景はどこかという問いかけをした際に、鶴岡公園西堀の桜並木を通して見る鳥海山が一番綺麗だと答えた方がいましたが、これは自分が見たものではなく、親からそう聞いたものだという

ことでした。そして今、その風景は鶴岡南高校の校舎が邪魔になり見えなくなったとのことでした。

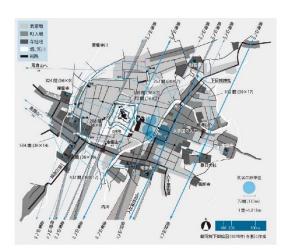
ところが、致道博物館脇の市道からであれば、雪の積もった鳥海山は今でも 見えるはずです。確かに、西堀の軸線上からだと完全には見えないのですが、 ちょっとだけ視点場を移動することで、鳥海山を見ることができます。

さて、なかなか難しいのですが、鶴岡の町の構成はどういう意図があってこのような城下町の設計になったのでしょうか。計画的になったのでしょうか。計画的に作られているはずですが、それでもわかりにくいですよね。先人が言うように、鶴岡は軍事的くくがあるかりに、動力があるわけでもないもないもないます。城下町はどこもそのように言われています。

だけど、良く見ると、また違う 様子が見えてきます。金峯山、母 狩山、鳥海山、荒倉山、そしてち ょっとはっきりはしませんが出羽 三山、それぞれからまっすぐ線を 引くと、あちこちで重なる上に、 不思議と道路もそこに重なるので す。ある人からそれは偶然だと言



山あて景観の一例



GIS を利用した軸線の分析

われて悔しかったので、GISを使ってしっかりと調査しました。鳥海山と金峯山をまっすぐ線で結んだところ、鶴岡公園の内堀が重なりました。また、鳥海山と母狩山を線で結んだところには、ちょうど内川の三雪橋あたりが乗っかってきました。ちょっとでもずれるとどちらの山も見えなくなるのですが、ぴったりと重なっています。外堀からまっすぐ先に荒倉山があるとか、まだまだあります。そういった軸線が、水路、水面の上にきちっと乗っているということなのです。また、ただの水路ということではなく、取水口とか拠点となるようなところから特によく見えるようになっています。皆さんが日常街中を見渡す

ときに気が付いていることと思いますが、道路から時々姿を現す鳥海山など、 これはわかりにくいかもしれませんが、街中のわかりにくい道路などは皆、 山々との関係で実は仕組まれているということなのです。全国の城下町を調べ たら、同様のことが言えるということもわかっています。

ところが、銀座通りや内川はちょっと曲がっていますよね。まっすぐ山が見えるということではなく、見え隠れしています。例えば、山王通りが内川にまっすぐぶつかって、すぐに逸れて、それがまた開けていくといったように、見え隠れしたり、風景のゆらぎがあったり、動いていることで見える美しさが仕組まれているということです。

これは、最上地域で最上エコポリス構想に協力した際に作成した絵です。

次にこれは、風水の基本の構えと言われている図です。後ろに高い山を背負って、前に緩やかな山があって両側にさらに山があって安心できる姿です。新庄は割とこれにぴったりとあてはまります。ですが、風水の原理をそのまま使ったというよりは、偶然こういう大きな地形があってその中に城下町を置いたと考えられるかと思います。こういう城下町の作り方もあるということです。

これはベトナムのフエという 1993年に世界遺産になった都市で す。この写真にも山があります が、とても鶴岡によく似ています よね。フエは中国式の城郭の作り 方をしていますが、実は南北が少 しずれています。どうしてずれて いるのでしょうか。遠くにあるバ ックマという山に軸線が当てられ ているからです。それだけなく、



ベトナム フエの風景

鶴岡と同じように様々な組み合わせの中に風景が形成されています。

次に、こういう絵図もあります。さっきの絵図と似ていますよね。日本はこういう都市と自然が一緒になった絵図を描くのが得意です。中国ではあまり見かけません。ヨーロッパにはそもそも自然と一緒に絵図を描く習慣がありません。それをベトナムで発見した時には驚きました。この絵図の構成は、真ん中に皇帝の陵墓が描かれていて、その周りに一つの場所からではなく、移動しながら色々な視点場から見える風景が描いてあります。移動しながらいい風景を描きこんで、全体を俯瞰して陵墓と集落が一体となって水路によってつながれ

ていることを表現しています。ベトナムだと中国の影響を受けているから、この絵図は風水がベースのように思われますが、そうではありません。これは自分たちの精神文化にもっと近いところで作られた絵図です。

盛岡でも同じような構成が見られます。周りの山々と真ん中の水辺とが組み 合わされて城下町が作られています。萩も同じです。

なぜこういう構成を発見できるのでしょうか。これらの城下町が周辺の山々との関係性の中で設計されたということは、歴史書には一切描かれていません。しかし、調べてみると、そうであることがわかってきます。多く見られるのは、東北地方や日本海側、四国、九州です。当時の中央に近かった近畿などではあまり見られません。

鶴岡の城下町は、まさに自然の山や水を組み合わせてそれらを城下町の中に 取り込んで地域全体を作り上げていった「山水の都市」と言えます。皆さんも こういったことを大事だと考えていらっしゃるでしょうし、実際に大事にして いくべきと思います。

それでは、具体的にどうしていったらいいのかを矢口先生がお話しされることと思います。私からは以上です。

② 「景観計画改定と景観シミュレーション」 講師:矢口哲也氏(早稲田大学教授)

ご紹介に与りました矢口と申します。よろしくお願いいたします。私からは、佐藤先生の話を受けて、シンポジウム後半に向けて、皆さんと能動的にディスカッションをしていくパートに向けての繋ぎのプレゼンテーションをしたいと思っています。

まず、今日のプレゼンテーションで景観を考えるときの前提整理のようなものを共有したいと思っています。内容としては、「なぜ景観が大事なのか?」、「なぜ景観を維持していくことが大事なのか?」ということを考えていきたいということ、また、「維持するべき良好な景観とはどんな景観なのか?」ということ、もう1つは、「どのようにに維持していくべきなのか?」、「今後の課題は何なのか?」という難しいポイントではありますが、答えを出していくのではなく、皆さんに考えてもらいたいということを挙げております。

最初に、「景観を維持していくことがなぜ大切なのか?」ということについてです。景観という言葉は、普段あまり考えずに使う言葉ですが、「景観とは何ですか?」と問われるとなかなか答えるのは難しいし、色々な意見があると思います。先程、佐藤先生からもありましたが、外国ではよく「landscape」という言葉が使われます。景観という言葉はもともとドイツ語の「ランドシャフト」という言葉を植物学者の三好学さんが日本語に訳したものと聞いています。100年くらい前の話なので、比較的歴史の浅い言葉ということになります。私の解釈としては、「場所固有の地域的・空間的なまとまり」として景観を捉えています。抽象的な話になりますが、人間に個性がある様に、場所とか街とか地域などにも個性が必ずあるのではないか、そして、こういう個性が景観を形成していると考えています。

次に、「維持するべき良好な景観とは何なのか?」についてです。ここに 「エコロジカルデモクラシー」という本から持ってきた図があります。私たち が普段目にする街の様子というものは日々変わっていて、新しい建物が建てら れたり古い建物が壊されたりと、それぞれの街の風景は変化していきます。で すが、実はその中に絶対変わらないもの、ずっと残っていくもの、そういう骨 組みとかフレームワークと呼ばれる、長い時間が経っても変わっていかないも のがあると思います。先程のプレゼンのとおり、鶴岡の場合は山であったり河 川であったり、そういう自然が形成する風景が力強い骨格になっていると思い ます。周辺への山頂に向かう強い軸線や、河川による有機的なネットワークな どという要素は私たちの世代が作ったものではなく、前の世代から引き継いで きたものであって、それを次の世代へしっかりと引き継いでいくことがとても 重要なことであると思います。そのために景観は維持していくべきなのではな いかと考えます。このスライドにある2つの蛾は実は同じ種類のもので、全体 の「生物としての枠組み」は同じなのですが、住んでいる地域によって模様が 随分違ってきます。こういう蛾の表面的な変化は街の表面的な変化だとして も、街の中にきちんと残るフレームワークというものは絶対変わらないことを 指しています。もう片方の洋服掛けを例にすると、洋服掛けとしては同じだけ ど、色々な洋服が掛けられるという強い仕組みを持っていることがわかりま す。このように、街の中にあるフレームワークについて考えていくことが、景 観を考えることに繋がるのではないかと考えています。

では、「フレームワークをどのように維持していくべきか」を考えていきます。今回のタイトルにあるような「景観計画」と聞くと堅苦しい言葉なのですが、行政の施策として景観を守っていきましょうという計画である景観計画が、鶴岡市でも策定されています。現在、景観計画改定作業を市が進めているところです。景観計画というものは、基本目標としては、鶴岡市の美しく豊か

な自然を守り育て、地域の個性を尊重し歴史的・文化的資源を大切にした魅力 的な景観形成を行うためのものです。それに加えて、鶴岡市内の歴史的・文化 的資源をきちんと守るための「歴史的風致維持向上計画」、いわゆる「歴まち 計画」と呼ばれているものが行政施策として運用されています。これらは、市 の行政が行っているものです。

今日、皆さまに考えていただきたいのは、「市民一人一人に何ができるのか?」ということについてです。今日のシンポジウムで持ち帰っていただきたいことは、街の骨組みを理解して、大切な景観をみんなで共有するということです。みんなが大切だと思う景観だけでなく、個人として大切だと思う景観というものも実は街の大切な景観になるのかもしれないと考えています。そしてもう1つは、街の骨組みをこれからのまちづくりの資源としてきちんと活かし

て、次の世代にこの資源を残して いくことです。この三つは、1人 1人の活動としてできることでは ないかと思っています。鶴岡市の HPの中に、「鶴岡市 まちの大事 な景観」というページがありまし て、市民から寄せられた大事な景 観を Google map 上に集めている 取組みがございます。こういうも のは、景観をみんなで共有するた めのプラットフォームとしてすご くいい道具だと思います。皆さ ん、なかなか市の HP を利用する 機会が少ないと思いますので、こ ういう活動を市が行っているとい うことをご紹介しました。

そして、ここからが皆さんとディスカッションの中できちんと整理したいと思っていることです。 今後の課題として、景観を守る上で、私たちが考えていかなければならないものが何なのかということをいくつか整理してみました。 課題の1つ目として、「建替え等による、意図しない景観資源への

(参考)鶴岡市街の大事な景観



鶴岡市 まちの大事な景観ウェブサイト

視点場1 三雪橋より母狩山(ほかりやま)への山あて

元国像



視点場1 三雪橋より母狩山(ほかりやま)への山あて

放地条件 高度何限:15m 建筑率:80% 今頃年:10796 就立即有:11796 就点是少りの連雜:159m 計画条:5億温 達物点:15m 上級作品:5億温 達物点:15m 上級作品:92m 上級作品:92m 基本標本:394%



建物建て替えなどによる景観資源への影響シミュレーションの例

悪影響」について考えたいと思います。2つ目の課題として、「再生可能エネルギー発電施設など、社会の変革に伴う新たなインフラ設備導入と鶴岡の景観資源との両立」というこの2つを集中的にシミュレーションでお見せしようと思います。どちらも、建替えをしてはダメとか、再生可能エネルギー発電施設を建ててはダメという話ではなく、どの程度の影響ならば景観資源との両立が可能なのかということは、事前にきちんと科学的に検討してディスカッションすることが大事だと思います。ただ、今日お見せするシミュレーションはほんの一例で、あくまでここにこういうものが建ったらどのような風景になるのかということをビジュアル化したものなので、実際にその場所に建設されるというわけではないことにご注意ください。

まず、最初に「建替え等による、意図しない景観資源への悪影響」ということで、市街地では高さ制限というルールがあるのですが、佐藤先生の講演にもありました「山当て」ということで、山に向かって当てられた景観軸を考えていきたいと思います。今日お見せするのは、視点1(三雪橋から母狩山)・視点2(三雪橋から鳥海山)・視点5(鶴岡公園西堀から金峯山)です。この3つのビューポイントをシミュレーションでお見せしたいと思います。

まずは、視点場1 三雪橋から母狩山へのビューポイントです。現在は駐車場として使われている内川沿いの土地に容積率一杯に高さ制限15mの範囲内で計画された場合の話です。三雪橋から母狩山・金峯山が見えるという視点場ですが、ここに容積率一杯に建物が建った場合、これくらいのボリュームの建物が建ちうるというシミュレーションです。建物のアウトラインだけの図にテクスチャーを貼ると次の図のように見えます。ここまで母狩山の景観を遮断してしまうのはちょっといかがなものかという印象を受けます。なぜこのように見えるのでしょうか。視点場と計画地の距離感が近ければ近いほど、景観に与える影響が大きいということです。

次に、視点場2です。三雪橋から鳥海山への眺めもシミュレーションしてみました。天気がいい日だと、このように見えるのではないかと思います。この元画像に対して、先程と同じように敷地一杯に建てた場合、これくらいのボリュームで建つことになります。テクスチャーを貼ると、次のような見え方です。では、同じ敷地で違う配置をしたらどうなるでしょうか。先程は敷地北側に寄せた配置としましたが、今度は敷地南側に寄せた場合、見え方が大分違ってきます。建物と鳥海山山頂との関係性が、随分と違うことがわかると思います。自分が大切に思う視点場の近くに建物の計画がされるときには、このような事前の検討が重要になってくるのではないかと思います。

同様に視点場 5 の鶴岡公園西堀から金峯山方面の景観です。この場合だと、 手前に建物があるので、そんなに大きな影響は無いように思います。 今、3 つの視点場をお見せしましたが、このようなシミュレーションを事前に行うことが重要なプロセスになるのではないかと思います。高さ制限に適合していても、山当て景観に影響を与える場合が想定されます。また、最初のシミュレーションでもお見せしたように、特に視点場と想定敷地との距離が近い場合はかなり大きな影響が想定されます。

次は、新たなインフラ施設と 景観ということで、太陽光発電 施設を取り上げてみたいと思い ます。太陽光発電施設について 難しいのは、小さな敷地でも設 置できてしまうということで す。まず、かなり大規模な太陽 光発電施設の場合を想定しま す。敷地は、市民霊園背後地で ゴルフ場付近の斜面を選んでみ ました。太陽光発電は南東か南 向きでなければ発電効率が悪く なるため、設置できる場所が限 られてしまいます。この場合、 見え方が問題となるというより は、こういったインフラ設備を







再生エネルギーインフラ施設建設による 景観資源への影響シミュレーションの例

設置する場合は、周りの樹木を伐採しなければならないですし、アクセス道路の整備のために周辺斜面の植生がかなり影響を受けるということになると思います。

次に手向地区のシミュレーションですが、街道沿いの1000 m²くらいの敷地に太陽光発電施設が設置された場合です。また、松ヶ岡開墾場のすぐ近くの敷地だとこのような見え方となります。このような太陽光発電施設を設置できるような南向きの斜面地は鶴岡市にはあまりないのですが、斜面地の場合は比較的遠方から視認される可能性が高いということと、小さな太陽光発電施設はどこに設置されるかが事前によくわからないことから、歴史的景観を維持する際に問題となる可能性があります。

次は、陸上の風力発電施設についてです。山当てや山岳信仰の出羽三山の山並みに対してどういう影響があるのかというシミュレーションです。まず参考としてですが、三瀬にある風力発電施設は高さ139m、発電容量が6MWとなっております。実は今、風力発電施設の大型化が進んでおり、将来的に予想され

るサイズとしては、高さが 230m から 250mのサイズのものが 2030 年くらいに は実動するのではないかといわれています。

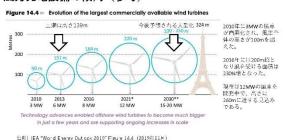
では実際に、三瀬の風力発電施設のサイズでシミュレーションしたものと、 大型化したサイズでシミュレーションしたものが、どのように街から見えるの か実際に見ていきます。まずは金峯山でのシミュレーションです。街からの距 離が 5 k mほどと比較的近くにあります。これがかなり衝撃的な見え方なので すが、鶴岡公園西堀から金峯山を見た様子になります。三瀬のサイズでいくと 39mの高さですが、金峯山自体が標高 400m強ということでこれくらいのイン パクト、更に 2030 年のサイズではこれくらいのインパクトになってしまいま す。

もう一つは月山でのシミュレーションです。少し遠い月山では薄く遠くに見 える見え方になっています。この場合、どちらかというと見え方の問題ではな く、山岳信仰の聖なる山にこういうものがあっていいのかという検討がされる べきものと考えます。

まとめとしましては、近年、発電設備の大型化が進んでいます。将来的には 倍の大きさになるかもしれませんが、先ほどの市街地のシミュレーションと同 じように、視点場からの距離が近いと景観に与える影響が大きくなるというこ とはご理解いただけたと思います。また、参考として、遊佐沖で計画されてい

るような洋上風力発電施設のシミュレーションをしてみました。鶴岡から36kmほど離れていますが、かなり遠方なのでそれほど気になるようなものではないかもしれません。これが遊佐沖でなくもし近くの海岸沖にできた場合、どういう見え方になるのかを考えていく必要があるかと思います。

風力発電設備の傾向(参考)



風力発電施設の大型化に関する資料

鶴岡にはすごく力強く、豊かな景観資源がたくさんあると思います。これらの景観資源は、街のフレームワーク、背骨になるものです。今日のシンポジウムでは、参加者の皆さまに次の3点を考えていただきながら、後半に臨んでもらいたいと思います。①次世代に残すべき景観とはどのようなものでしょうか、②景観を保全するためにはどのような仕組みが必要になるでしょうか、③鶴岡市民として何ができるのでしょうか、ということです。

最後の写真は、2年前の11月に学生たちが松ヶ岡周辺で、柿木が広がっている風景が印象的だったということで撮ったものです。こういったものも「残す

べき景観」ではないかと思います。私からは以上となります。ご清聴ありがと うございました。

③ 聴衆参加型ディスカッション 「私のとっておきの鶴岡の景観」

コーディネーター 野堀 嘉裕 氏(鶴岡市景観審議会会長) アドバイザー 佐藤 滋 氏(早稲田大学名誉教授) 矢口 哲也 氏(早稲田大学教授) 大木 一 氏(早稲田大学都市・地域研究所招聘研究員 株式会社オットー・デザイン代表取締役)

大木氏:

皆さん、こんにちは。後半のディスカッションについて簡単に説明します。前方に市街地の地図と市全体の地図と模造紙があります。また、皆さんのお手元には、三色の付箋が張られた紙をあらいじめお渡ししています。黄色の付箋が「私にとってのとっておきのでいます。 鶴岡の景観」を書いてください。 皆さんが大事にしていきたい景観を、この場にいる皆さんと共有で



ディスカッションの様子

きるだけでも大分色々なことがわかると思いますので、ぜひご協力いただきたいと思っています。また質問事項は青い付箋に、基調講演に対する意見は赤い付箋に書いて前方の地図や模造紙に貼っていただければと思います。貼っていただいた付箋を、後程整理していきたいと思っています。

※その後、参加者が各々の「私のとっておきの鶴岡の景観」や景観に関する質問・意見を付箋に書いたものを、地図上に貼り付けた。

大木氏:

先程皆さんから貼っていただいた付箋を整理しています。簡単に私から、どのような内容を皆さんが書いているのかをご紹介します。鶴岡らしい景観という括りになるかと思いますが、現実として、建物であったり畑であったりという昔からある景観が少しずつ失われていることを心配しているというご意見が

ありました。あるいは「市民の関心をどうやって引き出していくか」というご意見もありました。他にも、「視点場はどうやって決めていったらいいのか」であったり、「例えば、荘銀タクトは景観を考えて設計されたものなのか」という個別の建物についての意見もありました。また、城下町についての意見もありまして、「他の城下町にあって、鶴岡にないものは何なのか」であったり、根源的な意見になりますが、「城下町として残すべきなのか」といったものもありました。再エネについての意見も色々とありますが、例えば、「高圧鉄塔とかテレビ塔は景観的に騒がれないのに、風力発電施設だけ騒がれるのはなぜか」というものがありました。シミュレーションに関しての意見では、

「建物のボリュームの検討も大事だが、樹木で隠すべきではないか」というものがありました。都市計画全般の話ですが、例えば「家中新町が一低層なのはなぜか」、「山王町にカフェがあるといい」といった意見など、非常にバリエーション豊かなご意見を皆さんからいただいています。前半の話は以上となります。

野堀氏:

佐藤先生の講演の中に視点場についての内容があったかと思いますが、視点場についての質問を書いた方、挙手していただけませんか。視点場について、 もっと具体的に佐藤先生に聞いてみたいと思っています。

参加者:

視点場や景観には人それぞれ個別の思い入れが様々あると思いますが、その 中でその視点場や景観をどうやったら残していけるのか聞いてみたいです。

野堀氏:

佐藤先生、よろしいしょうか。今、視点場についての質問がありました。加えて、付箋で質問いただいている、講演の中での四つの絵図のうち、佐藤先生はどれが一番鶴岡らしいとお思いかも、併せてご回答いただけますか。

佐藤氏:

ご質問ありがとうございます。4枚の絵図からどれか一つを選ぶということであれば、私は魚眼図が捉え方としては一番うまく捉えられるのではないかと考えています。

また、城下町は本当に大事なのかというご質問もありました。日本人は城下町というと、地方にある城下町をイメージしますが、英語にすると「castle town」と表され、軍事都市のようなニュアンスで非常に特殊な感じを受けま

す。一方で、日本の歴史がずっと積み重ねられて、それで行き着いたのがこの 城下町という形態と言えます。300 くらいの城下町が江戸時代までに出来上が りますが、形が全部違うのに原理は共通という点に、海外からは特に驚かれます。文化的景観という言い方もしますが、文化や人間の活動が積み重ねられて きたものが結集して一つの都市の形態になっている、そういうものと考えた方がいいと思います。平城京のグリッドパターンから始まり、少しずつずれていきながら作り上げられてきたわけで、明治になってさらに作りは変わりましたが、そういうもの全体を含めて、都市として積み上げられてきた、重ねられてきた価値と捉えた方がいいと思います。

視点場もまさに同じで、視点場として明確にデザインされている場所もあるし、色々な個人の思いがある視点場もあるし、動きながら見る視点場もあります。それらは、全部が仕組まれているわけではありませんが、活動とか人生の中で育てられてきた、共有されてきたという価値があります。歴史とか文化の積み重ねの結果として評価できるのであって、どのように評価するのかが我々が考えることです。何も知らない状態でそれらを無視するのは得策ではなくて、よく知った上で判断をすることが我々の責務なのではないかと思います。

野堀氏:

ありがとうございます。視点場については、矢口先生の講演の内容とも共通していることがあったと思います。質問の中にも「なぜ風力発電が強調して扱われているのか」という質問があったのですが、その点についても解説していただきたいと思います。風力発電に関しての質問をされた方、ぜひ挙手してください。

参加者:

よく風景の写真を撮っていました。しかし、風景の中には、必ず鉄塔などの人工物が写りこんでしまい、人工物にも色々あるのだなと思っていたところです。例えば、庄内町には風力発電がたくさんあり、むしろ町の売りになっている事例もあります。そう考えますと、風力発電だけが話題に上がってしまうのはなぜなのか、掘り下げていただきたいです。

矢口氏:

まず、風力発電施設以外の人工物は色々とありますよね。例えば、街中に電柱などがありますが、あれも景観上いかがなものかという例だと思います。ただ風力発電施設の場合は、テレビ塔よりも高くて100何十メートルもある、あの大きさが問題ですよね。しかも羽がグルグル回って音も出すということで、

環境に与えるインパクトは結構大きいということで、色々と話題に上がっているということだと思います。ただ、アメリカの山岳地帯には風力発電施設が広がっている場所があって、それはそれでそういう風景なのだなと、美しい風景だなと思えることもあったと思います。庄内町も風を利用したブランディングをしていて、そういう町も中にはあるのだと思います。

ということで、風力発電が絶対ダメということではなくて、一回作ったものをすぐに撤去することは難しいものですので、導入する前に「本当に導入していいかどうか」、「そのインパクトはどれほどのものなのか」といったことを、事前にしっかりとディスカッションする場を設けることが重要であるというのが、今日のプレゼンテーションの意図になります。

また、視点場については、まさに大木さんがここで整理しているような「みんなが良いと思う景観を共有すること」が第一歩なのではないかと思います。 視点場には皆さん一人一人の思いがそれなりにあり、いい視点場だと思う場所が街の中にどんどん積み重なっていくことが視点場の共有になります。実は私も城下町の出身でして、住んでいながらもなかなか気づかなかったことも多かったと思います。このような共有するツールがあれば、みんなが大事にしていた景観をもっとたくさん守れていたのではないかという後悔もあります。 今はデジタルの時代ですので、付箋だけではなく WEB 上でもできると思いますし、こういう情報はみんなで積極的に発信していくと視点場の共有が進んでいくかと思います。

野堀氏:

私が矢口先生の講演を聞いていて感じたのは、例えばある1つのビルができたときに、ビルから一定距離が離れた人たちはそれほど視覚的影響がなくても、近くの人にとってはものすごく大きな影響と感じてしまうので、視点場として考えたときに、対立が生じてしまうのではないかと思います。そこで、視点場の概念が共有できたらいいのではないかと感じて聞いていました。この点については、参加者の皆さんからご意見をいただきたいです。

参加者:

今日の矢口先生の講演で面白いと思ったことは、ある土地に15mという高さで建物が建ったときにどうなるかということについて、確かに問題があると思って見えたことでした。今、鶴岡で山当て景観を守る方法として、15mの高さ制限というのが一番有力な手段であると思います。ただ、景観というのは視点場と対象物の関係性で成り立っていますので、視点場の周りだけ15mの高さ制限をかけてもうまくコントロールできないのではないかと思いました。15mの

高さ制限は公平ではあると思いますが、それではうまくいかないのではないかと思いました。一つの建築計画が持ち上がったときに、一件一件審査していくことが必要なのではないかと思います。宮城県東松島市で特別名勝の委員をやっていますが、そこでは一件一件審査をしています。文化財の価値を損なわないようにということなのだと思いますが、鶴岡の景観でも同じような取組みができないものかと思ったところです。

野堀氏:

もう1人、ご意見ある人はいらっしゃいますか。

参加者:

建築物の近くにいる時には景色を遮られる、つまり、同じ建築物でも、景色が遮られることとそうでないことが出てきます。こうした混乱や無制限な環境保全の心配を解消するために、ここからここまでの間とか、この地点から見た場合とか範囲を設けて、山が見える景観を遮ってはならないというような景観ビューポイント制度と呼べるような景観ガイドラインを作ってみたらどうかと思っています。また、他にも建築物や工作物により既に失われてしまった視点場の復活であったり、障害物を取り除くことによって新たに生まれてくるような植栽などを含めた景観ビューポイントの創造によって、山当て景観に限らず歴史的建造物でもそうだと思いますが、そういう取組みをすると市民の景観に関する関心と理解が深められるのではないかと考えています。例えば、京都の五山の送り火とか、そういう取組みが近いと思います。

野堀氏:

今まで皆さまの質問から話題を展開してきましたが、ここからは次の「私のとっておきの鶴岡の景観」について、大木さんからとりまとめたものを発表していただけたらと思います。

大木氏:

大きなところだけ紹介したいと思います。まず、街中の地図では、鶴岡公園を中心とした景観や、内川沿いの景観が鶴岡らしい景観というような内容が多かったようです。歴史的・文化的な景観と、荘銀タクトのような新しい建物とが共存していることがこの周辺の魅力と考えられているようです。

- 鶴岡公園界隈
- 致道博物館
- 大宝館と鶴岡公園の桜

- ・三雪橋と鳥海山
- ・荘銀タクト
- 内川ほっとパーク
- 山王商店街

さらに広域で見ると、

- ・備中街道から見た月山
- ・金峯山山頂から見た鶴岡市街地
- ・たらのき代から見た鶴岡市街地
- ・羽黒のブルーベリー畑から見た

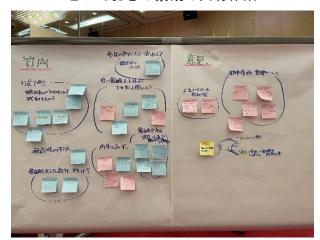
鶴岡市街地

- ・荒倉山から見た白山島
- ・日本海に沈む夕日
- 藤島から見た鳥海山また、場所の魅力として、
- ・湯田川温泉の街並み
- ・松ヶ岡開墾場
- ・羽黒山参道の杉並木

全体としては、鳥海山とか月山 といった山を眺める景観というの が鶴岡らしい景観であるという内 容が、多く含まれていたと思いま



とっておきの景観の共有作業



とっておきの景観のまとめ

す。また、「低い位置にアイストップがある景観」というご意見もあったので すが、これは是非書いた方にお聞きしたいのですが。

参加者:

城下町らしい景観とは何かということを短くまとめたつもりでしたが、車で走っている時に道路から見える月山や鳥海山、金峯山はとてもきれいなのですが、それは高い位置にあるアイストップです。街並みの中で城下町らしいと思うのは、小路や通りの曲がり角とか低い位置にあるものでアイストップになる景観です。

大木氏:

何か一つの特定の場所というよりは、全体の特徴としてということですね。

野堀氏:

「私のとっておきの景観」について、これまで Web 上で回答していただいた質問項目をスクリーンに投影しています。これを事務局から紹介していただけますか。

事務局:

Web 上でご回答いただきました内容と、本日会場内でいただいたアンケート 回答をまとめましたので、紹介いたします。

【鶴岡公園周辺の歴史的な建築物と近代的な建築物が調和した街並み、市内各所から望む鳥海山、月山、金峯山、母狩山などの眺めなど】

野堀氏

ありがとうございました。大木さんにですが、今、ご紹介いただいた回答内 容以外の意見があれば紹介いただきたいのですが。

大木氏:

本当に自分のお気に入りなのだろうなと思えるのは、金峯山山頂から見た鶴岡市街地、荒倉山から見た白山島、三栗屋橋から見る川の眺めなど、比較的広範囲で出されているのが個人的にはおもしろいと思いました。

野堀氏:

鶴岡というのは市の北側に鳥海山、南側には金峯山、母狩山、東側には月山などがあり、山に囲まれているわけですが、山が対象でないものでもとっておきの景観として多くピックアップされていることがよく分かりました。そして、それは鶴岡市民の方々がそのように見ているのだということを感じました。佐藤先生にお聞きしたいのですが、講演の中で山当ての話が非常に大きくピックアップされていた印象だったのですが、山当てについて、鶴岡市民はどのように認識しているのでしょうか。その点を解説していただけないでしょうか。

佐藤氏:

山当ての起源には色々な説があります。条里制の時に目印として使ったという説、また、新庄などはそうなのですが、街道を作る際に山を目印に作っていたからという説など、そういうものが積み重なって風景として都市が作られていったのだと思います。庭園借景というのもありますよね。徐々に自分たちの都市に自然を取り込んで、溶け込ませていったということであり、また、自然

と一緒になっていたいという願望の現れです。庭園から都市に全体を作り上げるときに、自然を取り込んでいったということです。山に当てるというよりかは、どのように自然を取り込んでいったのかということです。

先程の質問のアイストップの高低の話にもあったように、高い山には当たってしまいます。だから高い山、大きいものからはずらして低い山に当てる、そういった自然に対する感性があったということです。単に山に当てるということではなく、水や緑といった自然とどうやってつきあっていくかの造景を磨き上げていった結果として、今の時代の景観があるということです。

ただ、忘れてしまうということはありますよね。人によって感性は違うものですし、気をつけていないと良いものは見つからないし、良いものは気付かれないと良いものにはならないものと思います。ちょっと今の時代は感覚が鈍っているのかもしれません。ベトナムのフエも10年かけてやっと理解が進んて、世界遺産にもアピールしようとなったわけです。もう一度、自分と自然環境との付き合い方を見直すにはいいきっかけになるのではないかと思います。

野堀氏:

ありがとうございます。山当て景観が鶴岡の景観を作っていることが分かってきて、それを市民の方々もだんだんわかってきているということではないかと思います。

佐藤氏:

鶴岡公園西堀から見える美しい鳥海山は、私も市民の方から教わったことなんです。会場の皆さんも、既に知っているというように頷いているように見えました。

野堀氏:

市民の皆さんの共通認識に近づいてきているようにも思います。

また、先ほど、矢口先生の講演の中で「シミュレーションによる景観の変化」が非常にインパクトがあると感じて見ていたのですが、今後のまちづくりを進めていく上でどのような取り組みが必要なのでしょうか。一つは「事前にシミュレーションをすること」であると思うのですが、それ以外に施策的なものも含めて矢口先生から一言いただきたいです。

矢口氏:

先ほどご指摘があったように、本来であれば一件一件チェックするようなシステムが結構大事でして、アメリカにしろイギリスにしろ、何らかの建設工事

の際にはレビューが入るというのが本来あるべき姿なのではないかと思います。そこまでやることはなかなか難しいとは思いますが、ある程度ここは大事だということが共有できる視点場の近辺に何かが建つ場合には、鶴岡市の場合はコミュニティアーキテクト制度がありますので、それをうまく利用して、大事な視点場をみんなで守っていこうという共通認識を作っていくことが大事だと思います。

もう一つはビューコリドー制度で、外国でよく取り組まれているものです。 佐藤先生の講演にもありましたが、回廊という感覚です。この視線回廊をビューコリドーと言いますが、これを設定していくときに、ある程度視点場が共有されてくると、市民で共有できるビューコリドーを作っていけるものと思います。

野堀氏:

ビューコリドーということですが、これはある意味、動的な要素も含んでいるのですか。

矢口氏:

動的な要素というよりも、ある視点場からの山当てということで、まさに視線の回廊になっているものという意味合いです。そういうものは、きちんとガイドラインとして設定すべきであると思います。

大木氏:

その他気になるご意見としては、市民の景観への関心をどのように高めていったらいいかという観点で、具体的には、「地域住民が地域の景観に関心を持ってもらうためにはどうすればいいのか、行政と市民がどうやって協力したらいいのか、話し合いの持ち方であったりとか合意形成のコツは何かありますか。」といった質問です。質問した方、具体的な説明をいただけませんでしょうか。

参加者:

私自身鶴岡市民ではなく、庄内町に住んでいるのですが、現在、卒業論文の テーマとして地元の景観について興味を持って研究しています。個人的には地 元集落の景観もとても良いものと思っている一方で、地元住民がその景観に目 を向けていかなければ、古い建物がどんどん壊されて新しい建物が建ってしま うというように、その景観が維持できないと考えています。まずは住民に関心 を持ってもらうには、どのように働きかけていけばいいのかを知りたくて質問 しました。

野堀氏:

本当にそのとおりだと思います。私が当初考えていたこととして、市民が景観形成に持っている感情や認識と市民以外の方の感情や認識とのギャップが相当にあって、そのギャップをどのように認識していくか、また解消していくかが、景観形成の大きな課題であるということでした。そのようなご意見は他には無かったでしょうか。

大木氏:

例えば、農家が減ってしまうことによって、月山高原が荒れてしまうことの 心配とか、文化財として守っていくべきものは、文化財制度の中で守っていけ ないのかといった質問はありました。

参加者:

市民の見え方と市外の方の見え方ということで、先の意見にもありましたとおり、山当て景観と「足下景観」という考え方が必要なのではないかと考えています。日頃、市民は自分の家を中心にいつも山を見て生活しているわけではなく、足下を見て生活をしているということだと思います。城下町の一つの特徴として、城があり、本丸、二の丸があり、その外に三の丸が広がっています。江戸時代は生活用水であったと思いますが、外堀は段々印象が薄れてきてしまっていると思います。そういった三の丸の水辺空間、つまり足下の空間を大事にしていくような活動があってもいいと考えています。

野堀氏:

貴重なご意見をありがとうございます。大木さん、その他、何かありそうで しょうか。

大木氏:

個別の建物の話で、例えば荘銀タクトは山当て景観と調和がとれているといった内容であったりとか、いただいた意見は大体ご紹介できたと思います。

野堀氏:

新たな課題も出てきているように思いますし、今のところ網羅的とは言えないまでも、それなりに話題提供ができたかと思います。参加者の皆さんから最後に一つ聞きたいことはありますか。

参加者:

15mの高さ制限をするにしても、一番守ってほしいのは公共建築です。公共の建物が自ら市民の利便性などを理由に、規制をなおざりにしてしまっては市民がついていかないのではないかと感じました。

村上部長:

私は景観というとストップした映像というか視点場や山々など止まった景色を想像するのですが、質問内容を見ると、例えば、鶴園橋右岸橋詰からずっと移動していって見る景観といったものがあり、移動した体験として実際に出てくるのだと思います。同じように、皆さんも字を見ただけで頭の中に映像・動画がイメージされているのではないかと思います。そして、それが積み重なっていくことで共通認識となって、それが重要なものになっていくのではないかと思います。

佐藤先生からは揺らぎであったり、見え隠れするといった表現が出てきました。また、矢口先生からはシミュレーションという形で出してもらいましたが、これからそれをしっかりと共通認識にしていくには、言い過ぎかもしれませんがルール化とか数値化が必要なのかもしれません。今後のコミュニテーアーキテクトで議論する上でも、ルールや数値に落とし込んでいくための作業や研究が必要なのではないかと思いました。これらは、まだまだこれからのことになりますので、最後にお二人の先生にご見解をお願いしたいと思います。

野堀氏:

矢口先生、今後の見通しとしてお話いただければと思います。

矢口氏:

おっしゃるとおり、動いている景観、シーン・場面の連続というのは結構大事だと思います。今後、どのように景観を守っていくのかといったとき、一律ルール化するということでは、うまくいかない場合もあるのではないかということは、先程のシミュレーションでお見せしたとおりでして、少し柔軟に対応する必要があるのではないかと思います。鶴岡市にあるコミュニティアーキテクトは、うまく活用すれば良好な景観をつくるよい制度だと思っています。

みんなで是非共有した上で、その視点場からの景観に影響を与えるものは、あまり手間をかけずに事前にシミュレーションを行うのが良いと思います。

野堀氏:

ありがとうございます。では、佐藤先生から締めくくりの一言をお願いします。

佐藤氏:

我々は学者ですから色々と難しいことを言いますが、行政的にはそれを解釈して使っていかないといけないわけで、そのせめぎ合いが生じることが難しいところだと思います。コミュニティアーキテクトはイギリスのデザインレビューと同じような形でして、専門家が計画をチェックしながらより良いものにしていこうとするものであり、その計画の内容が良いものとなれば、高さ制限の緩和をしていこうというものです。しかし、同時に手間がかかる制度でもあります。しかし、これからはその手間が価値を生むのだと思います。事業者の方々は時間が大事な一方で、時間をかけながら丁寧にやりとりをすることで、価値を生む建築になるというそういう文化を育んでいくべきと思います。徂徠学が息づく鶴岡でなら、育んでいける文化なのではないかと思いまして、期待を込めてあえて面倒くさいことをずっと申してきているところです。

野堀氏:

的確な締めくくりをありがとうございました。

あらためて、基調講演からディスカッションまで佐藤先生、矢口先生、本当にありがとうございました。また、皆さんのご意見のとりまとめをしていただいた大木さん、本当にありがとうございました。

これで聴衆参加型ディスカッションを終了します。

(5) その他

①マンセル表色系

本景観計画の色彩基準では、建築物・工作物等の色彩を客観的かつ正確に表現するため、マンセル表色系によるマンセル記号を用いています。マンセル表色系は、色相(しきそう)、明度(めいど)、彩度(さいど)の3つの属性により表現する色のものさしです。

色相は、10 種類の基本色(赤=R、黄赤=YR、黄=Y、黄緑=GY、緑=G、青緑=BG、青=B、青紫=PB、紫=P、赤紫=RP) とその度合いを表す0から10 までの数字の組み合わせで表記されます。

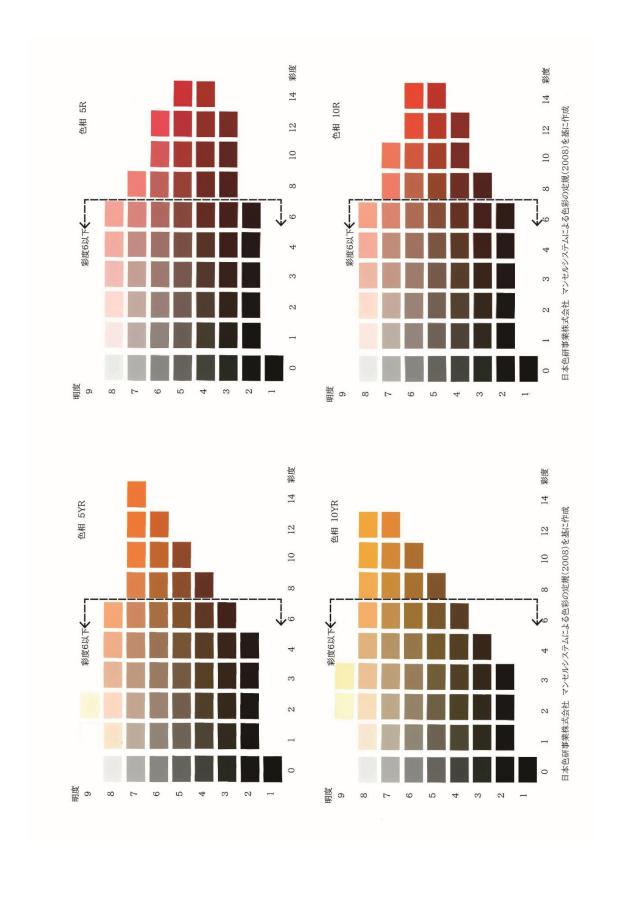
明度は、色の「あかるさ」の度合いで 0 (最も暗い) から 10 (最も明るい) までの数値で表現されます。

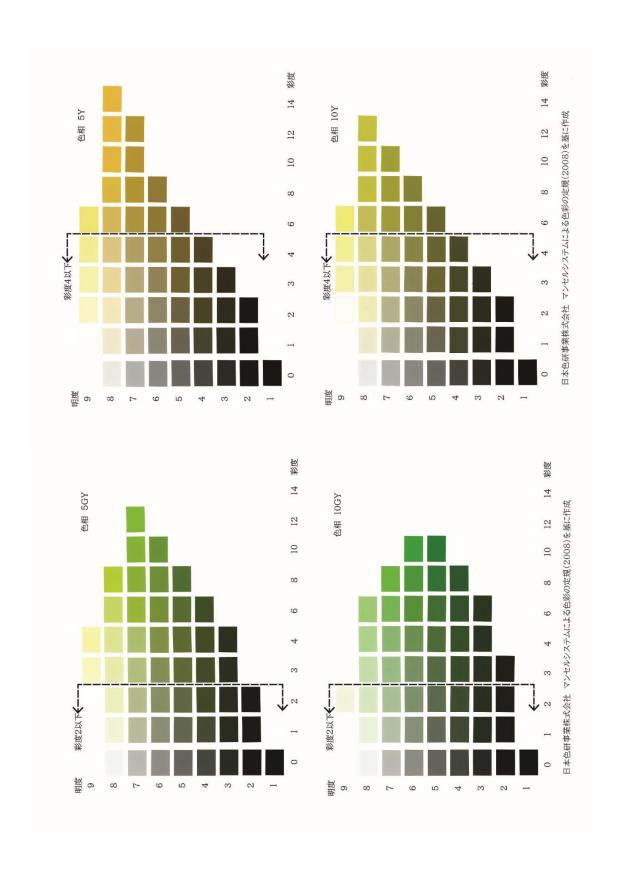
彩度は、色彩の「あざやかさ」を 0 (最も鈍い) から 14 (最もあざやか) 程度までの数値で表します。

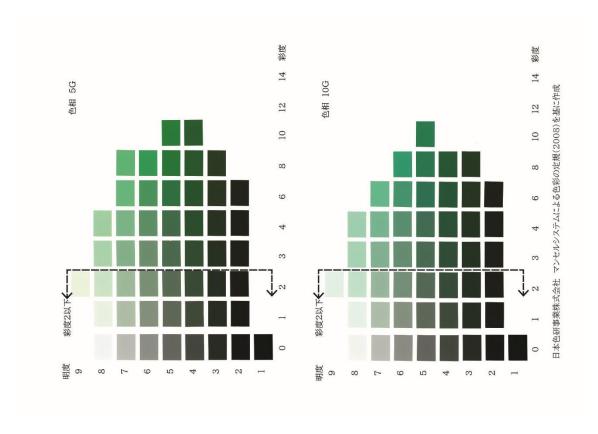
マンセル表色系ではこれら3つの属性を組み合わせたマンセル記号を用いる ことで、ひとつの色彩を表します。

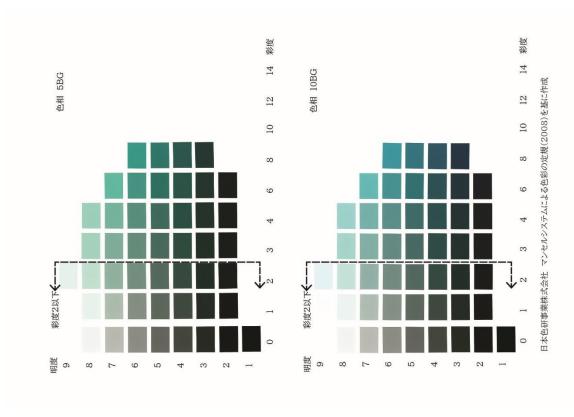
マンセル色相環 (日本色研事業株式会社 マンセルシステムによる色彩の定規(2008)を基に作成)

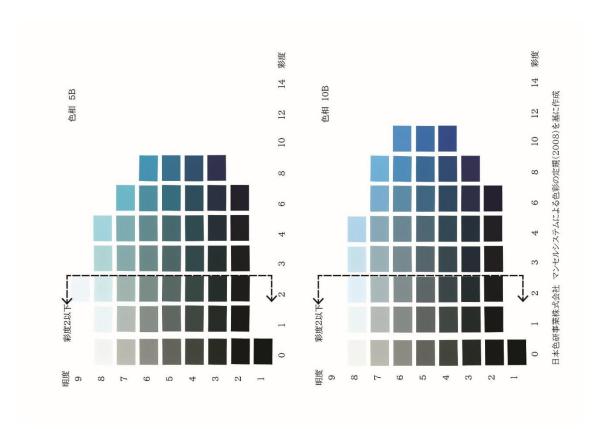


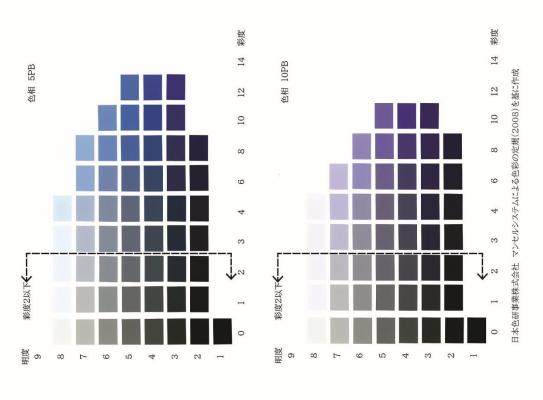


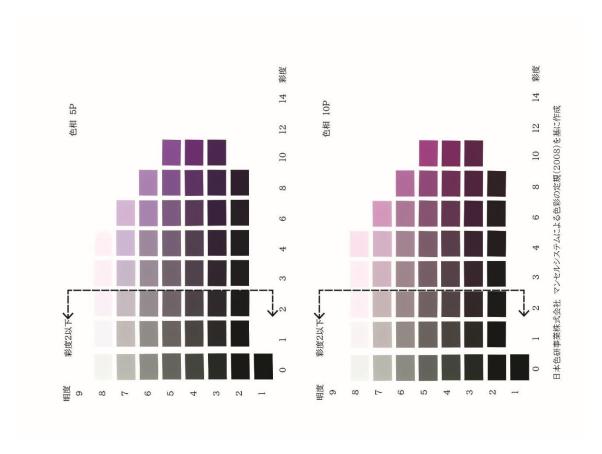


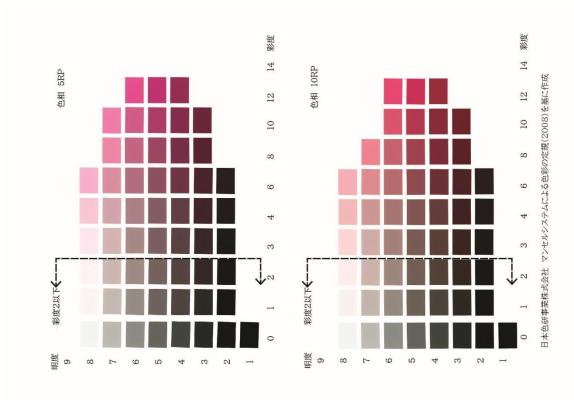












鶴岡市建設部都市計画課 〒997-8601 山形県鶴岡市馬場町 9 番 25 号

計画改定支援 早稲田大学総合研究機構 都市·地域研究所